

2015

3

MARCH

Vol.60

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



西川商工株式会社

巻頭 國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉

特集 第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」

廃棄物管理士講習会

受講料 10,000円 (資料代/消費税込み)

開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成27年	7月10日(金)	1日	100名
	8月21日(金)	1日	100名
	10月16日(金)	1日	100名
	11月27日(金)	1日	100名
平成28年	2月12日(金)	1日	100名
	3月25日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



詳細案内および実施要領の配布開始の時期については、
5月上旬を予定しています。

詳しくは本会ホームページをご覧ください。

URL/<http://www.o-sanpai.or.jp/>

実施機関

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会

C O N T E N T S

巻頭 ● 國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉	2
特集 ● 第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催報告	4
行政情報 ● ● 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について（平成26年11月18日基発1118第6号）	24
● 「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について（平成26年12月3日基発1203第5号）	30
● 社名及び組織体制の変更について （平成26年12月24日 中間貯蔵・環境安全事業株式会社）	40
● 搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法について（通知）（平成27年1月5日環廃産発第1501051号）	42
● 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知の協力について（依頼）（平成27年2月17日事務連絡）	44
● 大阪湾広域臨海環境整備センターの処分料金の改定について （平成27年4月1日から）	50
● 電子マニフェストをはじめませんか！ （（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）	51
新規入会会員紹介 ●	52
事業報告 ●	54
クローズアップ ●	57
● 國中会長「旭日小綬章」受章 おめでとうございます！	
● 「廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅を推進・啓発するイラストのデザイン募集」審査結果発表！	
廃棄物処理先進事例調査 ●	60
● 第12回廃棄物処理先進事例調査（株式会社 日吉）	
新刊紹介 ●	65
● 資源の循環利用とはなにか ーバツズをグツズに変える新しい経済システムー （著者：細田衛士・出版社：岩波書店）	
会員紹介 ● 西川商工株式会社	66
バックナンバーのご案内 ●	72
● Clean Life ● よくわかるシリーズ ● 廃棄物法制等普及促進シリーズ	

表紙写真提供：西川商工株式会社

〒590-0006 堺市堺区錦綾町1丁5番13号

写真：中央環状営業所 〒591-8014 大阪府堺市北区八下北1番55号

※ISO14001認証取得事業所

巻頭

國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への 感謝の言葉

早春の候、皆様方には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、私は、昨年秋の叙勲の榮譽に浴すことができました。これに際しまして、大勢の方々からご祝意を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

また、去る平成27年2月6日には、大阪リーガロイヤルホテルにおいて、盛大な旭日小綬章受章記念祝賀会を催していただきました。

あらためまして、大勢の方々からご丁寧なるお心遣いを戴きましたことに厚くお礼申し上げます。また、この祝賀会開催にあたり、並々ならぬお世話を頂きました関係者各位に深く感謝する次第でございます。

祝賀会では、発起人代表の更家社長をはじめ、ご来賓代表の高市早苗衆議院議員、鶴保庸介参議院議員、荒井正吾奈良県知事、同窓生の岡下大淀町長、全国産業廃棄物連合会の石井会長の六名の方々からの、丁寧かつ暖かいご祝辞を賜りました。

さらに、片山さつき参議院議員に祝宴の乾杯の音頭を取っていただき、身にあまる光栄だと感激いたしました。遠い所をお運び頂いたご来賓及びご参会の皆様、重ね重ねお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

思い起こせば、私が高校を卒業して、転職をしながら、私の兄の勧めでこの業界に足を踏み入れて、裸一貫で事業を始めて、五十幾星霜を重ねます。

この期間を振り返って見ますれば、単なる吉野の農家の三男坊である私が歩んできた道は、これまで苦難の連続でありました。

このたびのような叙勲の榮譽に浴することは、事業の発足当時からすれば、まったく考えられない夢のような話で、万感の思いであります。

そういう意味で、これまで私を支えてくれました、得意先の会社の担当者、環境省をはじめ各自治体のお役人、同業者、友人や家族に、あらためて感謝の

公益社団法人
大阪府産業廃棄物協会
会長 國中 賢吉



意を表したいと思う次第です。

さて、私の人生の集大成と言いますか、私がいま最も力を注いでおりますのが、業法をも視野に入れた産業廃棄物処理業における制度的、財政的な振興施策の幅広い検討とその実現でございます。

そのため、石井会長の全国産業廃棄物連合会と私が理事長を務めます全国産業廃棄物連合会政治連盟とが、歩調を合わせて政界に要望した結果、昨年10月に「産業・資源循環議員連盟」が発足しました。片山さつき参議院議員が、この「産業・資源循環議員連盟」の事務総長を務められております。

また、現在、全国産業廃棄物連合会では、この議員連盟のタスクホースとして、種々の具体策を現在検討しております。

具体には、独自の業としての確立、人材育成の充実などに対する公的資金の導入、国家資格の導入、先端的技術開発に対する公的支援の拡大や資源循環産業への融資枠拡大、海外展開のための人材育成・情報センターの開設など、この業界の「振興法」の目的やメリット・デメリットの明確化が、近々、検討されることとなります。

私も、このような業界の大きな転換期において、叙勲に浴したからと言って、過去の栄光に浸ることなく、また、決して現状に甘んじることなく、これまで以上に業界に貢献して参りたいと考えております。会員をはじめとした関係各位のご理解とご協力を深くお願いする次第です。

結びになりますが、私事に貴重なこのような紙面を割いていただきましたことに感謝するとともに甚だ簡単楚辞ではございますが、皆様のご発展とご健勝を祈念し、私の叙勲に際しての感謝の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

特集

第2回地球環境保全のための 3R推進フォーラム 「地域における3R社会の未来」



開催日時：平成26年12月6日(金) 13時30分～16時30分

開催場所：阪急うめだホール（阪急百貨店うめだ本店9階）

プログラム

開会挨拶 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 会長 國中 賢吉

基調講演「創発的破壊～リサイクルとイノベーション」

米倉誠一郎氏（日本元気塾塾長／一橋大学イノベーション研究センター教授）

パネルディスカッション「共有価値の創造に向けた企業の挑戦」

【パネリスト】

米倉誠一郎氏（日本元気塾塾長／一橋大学イノベーション研究センター教授）

太田 健氏（キリン株式会社CSV本部CSV推進部企画担当主幹）

木場 弘子氏（キャスター・千葉大学客員教授）

赤澤 健一（本会理事・株式会社リヴァックスホールディングス代表取締役社長）

【コーディネータ】

木場 弘子氏…パネリストと兼務

閉会挨拶 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 副会長 片瀨 昭人

◆パネルディスカッション◆

【司会】皆様、お待たせいたしました。ただいまからパネルディスカッションを始めさせていただきます。

まずは、パネリストの皆様をご紹介します。

舞台中央より、先ほどご講演いただきました米倉誠一郎さんです。(拍手)

キリン株式会社CSV本部CSV推進部企画担当主幹、太田健さん。(拍手)

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会理事で、リヴァックスフォールディングス株式会社代表取締役社長の赤澤健一さんです。(拍手)

そして、コーディネーターは、キャスターで千葉大学客員教授の木場弘子さんです。(拍手)

ディスカッションのテーマは、「共有価値の創造に向けた企業の挑戦」です。

それでは、皆様、よろしくお願いいたします。

【木場】順番は私でよろしいんですね。皆さん、こんにちは。きょうは、ようこそいらっしゃいました。また、お招きくださいませありがとうございます。米倉先生、先ほどのご講演、ありがとうございました。大変示唆に富んだ、そしてアクティブで、これから90分座っていただくの大丈夫でしょうか。よろしくお願いいたしますと思います。

さて、今回は第2回目ということでございますけれども、第1回目は、「地域における3R推進への道筋」をテーマに、行政の取り組みについて、どうやらお話をじっくりとされたと伺っております。その中で提案されたことは、1つは、ウイン・ウインの関係が大切で、お互いがステークホルダーで助け合えば地域はよくなっていくということと、2つ目は、“三方よし”といいますか、3Rを推進するためには、事業者よし、処理業者よし、市民よしでいこうというお話、それから3つ目が、きょうのテーマにも関係するんですが、これからはCSRではなくということはないですが、CSRからCSVへ新しい価値をどうつくっていくかということで、3つのことが整理されたというふうに伺っております。

そこで、今回のテーマでございますが、今回は行政の役割から企業の役割に焦点を移しまして、今後3Rを進めていくためには、原動力となるCSV（共有価値の創造）について議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、ディスカッションに入る前に、新たに登場したお二方につきまして、自己紹介も兼ねて、日ご

ろどういったお仕事をされているか、活動されているか、お話をさせていただきたいと思います。

まず初めに、キリンの太田さんから、どうぞよろしくお願いいたします。

【太田】皆さん、こんにちは。キリンの太田でございます。本日はフォーラムへのお招き、どうもありがとうございます。きょうは、東京の中野の本社のほうから、日帰り出張でやってまいりました。泊まれなくて、ほんとうに残念。私、震災の後4年間、ずっと大阪のほうの統括本部でもって仕事をしておりました。大変懐かしく大阪のまちをきょう見て、随分変わりましたね。

きょう、CSVのお話を差し上げることになるんですけども、今、木場さんのほうから、“三方よし”というお話があったと思うんですけど、私ども、1976年、明治19年になるんですけども、スプリングバレーブルワリーという、横浜の山手で一番最初に日本のビール産業が始まったところの歴史を汲むものなんですが、三菱系のグループです。三菱では三菱三綱領というのがありまして、140年間ぐらい、ずっと商売の指針にしているもののしょっぱなに所期奉公というのがあります。つまり、期するところは社会へのご奉公でありますと、それができれば皆様に物を買っていただける、こういう考え方ですね。CSV、多分全く同じような考え方、日本で古くからあった考え方ではないのかと思います。初めてCSVという言葉を書く方もいらっしゃるかもしれませんが、私、できるだけ事例や何かを紹介しながら、こういうことかなというふうにお話できたならばなと思ってきょうは参りました。

ちょっとだけ、うちの会社の沿革を。先ほどお話しさせていただいたとおり、日本で最古のビール醸造所の流れを汲む会社なんですが、1907年にキリンビール株式会社ができ、その後にキリンビバレッジ、つい最近ではメルシャンという会社が一緒に仕事をするようになりました。どうでしょうね。このような形でもって、例えばビール、ビバレッジはキリンだよなと思うんですけど、メルシャンぐらいまでくると、そうかいと。つまり、私たちの企業が今一番やらなきゃならないことというのはブランドです。ブランド、いかに1つのキリンというものを皆さんに知っていただいて好きになってもらえるかという活動、その1つの手段としてCSVを使っているということでございます。

キリンというふうに言いましたけど、先ほどお話ししたとおり、新しくできた会社です。キリンビールとビバレッジとメルシャンが一緒になってという形です。

国内で総合の飲料を全部束ねた会社ということになります。どうでしょう。この話は後でちょっとしようかなと思っていたんですが、先ほど、シュンペーターさんのイノベーションの話を先生がされていたと同じような形でもって、それから10年後ぐらいでしょうか、1962年にアルフレッド・チャンドラーという人が、この人、経営戦略の大家ですけれども、『ストラテジー・アンド・ストラクチャー』という本で、組織は戦略に従うのだというふうにはいるんですが、日本の会社で戦略に従って組織を変えているところってなかなか少ないんじゃないのかな。それを愚直にやったという事例のお話を、きょう、ちょっと差し上げられるのではないのかなと思っています。

国内の話をはたしますと、海外の話は参考までにということになります。こんなような会社群を世界で展開しているのがキリンホールディングスで、国内では、先ほどお話ししたような3社が1つの会社になったという形になります。

ちなみに、ビールとかビバレッジの製品、よく御存じだと思いますけど、ウイスキーなんかですと、後で話も出ますけど、富士山麓とか国産でつくっているものがありますが、ジョニーウォーカーとかホワイトホース、J&B、あと、フォアローゼス、ヘンリーマッケンナ、I.W.ハーパー、こんなようなものも私どもがライセンスで扱っているものですから、いつも大変ご愛顧いただいているのではないかと思います。高いところからご挨拶させていただきます。ありがとうございます。

それで、先ほどもちょっとお話がありました、ブランドの約束というのを新しい会社になってつくりました。飲み物を進化させることで、みんなの日常を新しくしていくんだというふうにはいっています。これ、きょうお話を聞いて私も納得がいて、こういうふうにとめればいいんだなど。僕、ずっとイノベーションだと実は言っていたんですが、イノベーションというと、ストラクチャーを全部変えなきゃイノベーションにならないのかなと思うんですが、飲み物でできるイノベーションももしかしたらあるのかな。例えば200円ぐらいでもって、世界を変えるとは言いませんが、自分の日常の行動を変えるようなことができるということももしかしたらイノベーションかなと思っていて、先ほど先生の話聞いて、ああ、ちょっと結びついたなと思って納得しました。

例えば、ボルヴィックなんていうのは、ワンリッター・フォー・テンリッターというキャンペーンをさ

せていただいています。水の会社が水を使ってアフリカの水をきれいにする。1リットル買っていただいた分、10リットルの水にするみたいなキャンペーンをずっとやってきました。これって、1本買えばよろしいということですよ。わざわざアフリカに行かなくてもいいし、何か募金箱にお金を入れる必要もなく、自分が飲みたいと思ったときに1本買えば、そういうふうなドネーションができるなんていうのも、もしかしたら日常をちょっと変えることができるのではないかなと思っています。

先ほどお話ししたとおり、キリンはCSVを経営戦略の中心に置きましたので、CSV本部というものをつくり、CSV推進部、私が所属している組織体をつくりました。新しい商品を次々に生み出していくということで、R&Dを一括にし、それから、その商品と生活の中で豊かな共有価値をお客様と一緒につくっていく形を推進していくということでCSVをつくっている形になりますが、多分、日本の会社の中で一番最初ではないかと思いますが、部門名称を変えたという形になります。この部門名称を変えた働きという話を、きょう、後でさせていただければありがたいなと思います。

もし、ご興味がある方、こういうような本が出ています。一番左側にありますのが、マイケル・ポーターさんが一番最初に言っている、多分、2011年6月のハーバードビジネスレビューだと思いますが、CSVを一番最初に語った論文そのものです。それから、真ん中が『CSV経営』という本になります。これは水上さんと赤池さんが書いていらっしゃる本でしょうか。うちの会社、初期のころのCSVの考え方についてまとめられています。次が『会社は社会を変えられる』、これは東京財団さんが書いた最新の本ですけども、こちらでも私どもの考え方をちょっと載せさせていただいておりますので、もし、もうちょっと勉強されたいという方がいらっしゃったら、ぜひこのような著書を読んでいただいたらよろしいかなと思います。

【木場】どうもありがとうございます。今のページそのままに、一番下の3行に触れませんでしたけども、「CSV キリン 太田健」で検索されますと取材ページが出てくるということで、ご興味のある方はぜひこちらでも検索してみてください。

今、ほんとうに導入の部分のキリンという会社についてご説明いただきましたけれども、米倉先生、何となく全般的にキリンのイメージってどんなふうにつけていますか。深い話はまた後にしますけど。

【米倉】ビールでしょう。

【木場】ほんとうに全般的ですけど。

【米倉】通風の僕としてはビールですよ。宿敵麒麟。麒麟、好きですよ。

【木場】先生、通風なんですか。

【米倉】通風です。紛れもない通風です。

【木場】でも、随分歩き回って、60分、90分の講義で、相当運動量あると思いますけど。

【米倉】あそこで消化した分、飲むんですよ。

【木場】わかりました。すいません。

【太田】最近、実はプリン体ゼロでそういうような商品も出ているので、通風の人もいいかな。

【米倉】あれがね、まずいの。

【木場】ああ、そうなの。

【米倉】僕は言いたい。ちょっと言いたかったんです。昔の端麗Wのほうがよかった。新しくしてまずくなつた。

【太田】すごい。端麗Wを知っている方がいらっちゃった。随分と昔から病歴をお持ちで、ありがとうございます。

【米倉】ばかにしてるな。

【太田】いえいえ、違う違う。

【木場】通風向けでもおいしいものをつくるのを次のまた1つの課題としていただければ。どうもありがとうございます。

では、続きまして、今回、赤澤さんには業界も代表してということでございますが、自己紹介よろしくお願いたします。

【赤澤】ありがとうございます。リヴァックスホールディングズの赤澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、当社の概要を少しご説明させていただきますと、当社、ホールディング会社の下に事業会社が3社ございます。まず工場系の廃棄物、産業廃棄物をメインに扱って、泥状の廃棄物、いわゆる汚泥ですね、有機性廃棄物を燃料や肥料原料にリサイクルするためのプラントを持つ株式会社リヴァックス、そして伊丹市、西宮市で、それぞれ家庭ごみ、そして事業ごみの回収、いわゆる一般廃棄物の収集運搬を行う会社が2社ございます。そして、それぞれの会社で4年ほど前から、いろんな新しい事業も展開しているというところでございます。

当社の経営理念なんですが、まず、パートナーへの貢献。私ども、社員をパートナーと呼んでいます。社員、従業員をパートナーと呼んでいます。パートナー

への貢献、そしてお客様への貢献、地域社会への貢献、そういった理念を持っております。これは、いわゆる労働環境や会社に不満がある社員、従業員がお客様や社会に貢献できるはずがない。まず、会社という組織は社員、従業員とベクトルを合わせて事業を行う。そして、ベクトルが合う、イコール、持続成長可能な事業の構築と一緒に取り組む。そして外部に向けたいわゆるCSR、企業の社会的責任として、お客様への貢献、地域社会への貢献になると考えて、最初のころから社内向けの取り組みを行っていたと。そして、それと同時に、十四、五年ほど前からNPO団体と一緒に、地域にかかわるような社会貢献事業と一緒に取り組んでまいりました。このあたりはまた後ほど詳しくお話をさせていただきたいと思うんですが、そのあたりの経験を中心に、皆さんのお役に立つようなお話ができればいいなと思っています。

以上でございます。

【木場】どうもありがとうございます。今のお話を伺って、非常に会社の中のコミュニケーションを大切にされているのかなというのが伝わってきました。米倉さん、こういう経営者が、やっぱり会社の経営環境あるいは労働環境に不満がある社員がお客様に優しくできるはずがないという、こういう発想は非常にうれしいですね、社員だったら。

【米倉】うん、ほんとうですね。しかし、すごい振りですね。うれしくないと言ってほしいんですよ。

【木場】ええ。私、休憩させないコーディネーターと言われておまして、気を抜けない。自分の番じゃないときも矢が飛んでくるので、非常に構えてお待ちください。

【米倉】もっといい矢がいいな。

【木場】ほんとう？ さっきのビールはよかったんですね。

【米倉】あれはよかったですけど。こういう会社はいいですねって、悪いって言いようがないじゃないですか。いいですよ。

【木場】そうか、わかりました。申しわけありません。

それでは、本題にそろそろ入らせていただきたいと思います。

最初のテーマは、CSRからCSVへということでございますけれども、きょうは3つのテーマを用意いたしました。1つ目はこれでございます。やっぱり3R推進のためには企業自身の努力や協力というのは不可欠でございますけれども、今後は、先進的な企業においてはCSRの取り組みにとどまらず、CSVに向

けてやっぱり取り組みをしていかなければいけないというふうになっておりますけれども、太田さん、伺ったところによりますと、キリンさんはもちろんなんですけど、日本の中でCSVというセクションをつくっているのはまだ四、五社しかないんじゃない、そんなレベルですね。そんな中でも、今、先進的な企業の1つがキリンさんということなんですけれども、このCSVを経営戦略の中心に据えるということになった経緯なども、ちょっと出だしから教えていただけたらありがたいです。

【太田】ありがとうございます。今、先進的というふうにおっしゃっていただいたんですけど、決して先進ではなくて、先行しているだけで、進みたいと思って、今、もがいている最中というふうに思っていたければと思います。

先ほどちょっとお話ししたとおり、3つの事業会社を束ねました。一番必要なことは、企業ブランドというのをやっぱり立たせることが必要だということで、そうなってくると、どうでしょう、飲み物はやっぱりコモディティ化していますから、安売りにさらされますし、飲み物ですからそんなに差別優位性があるわけではありません。もちろん機能性がついているようなものというのもあるんですけども、じゃ、どうしたらいいんだというのが、多分1つ、経営者の課題なんじゃないかなと思います。

私、今はキリン株式会社のCSVなんですけれども、その前の部署はキリンビールのCSRの担当者でした。今、CSR部門はないです。CSVに全部統合されてしまっているんですけど、私どもの社長がまだホールディングスの重役だった時代に、ダボス会議とか、あと、ザ・コンシューマー・グッズ・フォーラムとかに行くと、海外の経営者たちとちょっと話をしたら、どうもニュートリションだとかウォーターだとか言っていて、日本の会社の経営者の言っていることとちょっと違うなど、社会課題がやっぱりすごく中心になっているみたいだなという印象を受けて帰ってきたと聞いています。

その後、震災があって、私ども仙台工場は被災してしまっただけなんですけども、やっぱり同じような形で、企業のほんとうの存在意義って何なのかねと。どうでしょう。価格競争とか物の競争というのもいいんですけども、そうじゃなくて、やっぱり社会に共有するような価値を出し続けて、それをサステナブルだと思って物を買ってもらえるような側面もどうしても必要なんじゃないかと思ったというふうに聞いています。で

すので、キリンの場合はいきなりCSVをチャレンジ始めたというよりは、いろんな経緯があってCSVにチャレンジを始めたということになります。

先ほどお話ししたとおり、ブランドを機軸とした経営、またはキリンだとすぐにCSVとお思いになるかと思いますが、実はこの図のとおり、商品ブランドと、それからCSVで選んでもらう会社になりたいという戦略で考えています。

CSVって、基本的にこの図のとおり、社会課題の解決、それから企業の成長を両立するものだというふうには言われていますが、これ、ダイレクションですね。方向性を示すもので、決してCSRがこの位置にあるわけじゃないです。青いところ全部がそうでしょう。なんですけど、より社会的価値と、それから経済的価値を両立するものというような考え方で、この図をつくって利用しています。上に書いてあることはポーターさんが言っていることと全く同じです。

CSVの部門ができるときに、私、部長と一緒に社長のところに行きました。いろんな図をかいてきました、CSRがあって中がCSV、逆があったりとか重なってる図とか。いや、そうじゃないんだよなど。やっぱり一歩進み出て、ここにもイノベーションと書いてありますけれども、一歩進んでCSRから脱却してCSVに、言っておきますが、私、CSRを否定するものでは全然ないです、というような経営コンセプトを進めたいのだ、だから、社内ではあんまりこれがCSRかCSVとかという問題じゃなくて、バリューをどういうふうにやってお客様と一緒につくっていかうかと考えようじゃないかということです。

CSRに詳しい方は御存じかと思います。いわゆるマテリアリティと呼ばれるものです。かたいですね。会社が重点的な課題として捉えるものは何ぞというふうに言われたら、こういう図を書いています。人権、労働とか公正な事業慣行とか環境みたいなものというのは、必ずどこの会社でも守らなければいけないものということでもあります。食品会社ですから、もちろん食の安全安心がついてこなかったら成立しません。プラス、飲み物があることで人と人、人や社会がつながったりとか、ほっとしたり、よかったねとかと思えるような状況をつくりたいとか、あとは健康みたいなところにやっぱり先進国でありますとどうしても課題としては大きなものがあると思っておりますので、この2つを二大テーマ、キリンならではのテーマと考えております。

後で詳しくお話はいたしますが、CSVは3つのア

アプローチがあります。これもそこに書いてございます。商品・サービス、バリューチェーン、それから地域社会ということになるんですけど、じゃ、これってどんなことというのは次のセッションのところで詳しくお話をさせていただきたいと、事例をもってお話をさせていただきたいと思っています。

【木場】 じゃ、これは次のテーマの目次みたいな……。やっぱりCSVって、正直、このお仕事を頂戴したときもあまり私も理解しておりませんで、世の中的にはCSRはかなり定着した感があり、私も、例えば企業さんが出すCSRレポートというところで、社長対談というような仕事もここ何年か多いんですけども、どうもイメージとしては、社会的貢献ではあるんですが、本業というよりは、例えば環境のためにどこどこに森林を何万本植えましたとか、そういうことを何かPRされるようなイメージがあったんですが、CSVというのは、まさに本業においていかに貢献して、自分たちの企業も潤うかということなんだろうかな、そのあたりの取り方。

【太田】 そうです。考え方としては、多分、CSRの本業への統合とか戦略的なCSRと呼ばれているものと何ら変わりはないと言っては何ですけども、考え方としては全く同じだと思います。

ただ、後でまたお話する機会があるかもしれませんが、私、CSRの部門にいるときに、うまくCSRを本業統合することが残念ながらできませんでした。ところが、ちょっとコンセプトを変えると、やっぱりある意味では社会と共有できる価値というのはつくりやすくなるのかなとかというのがありますので、1つの解決方法としてはCSVというのは経営コンセプトの中では有効なのではないのか。全部CSVにしたらいいではないか、そんな不遜なことは全然言いませんが、そういうチャレンジもありなのではないのかなというふうに考えています。

【木場】 どうもありがとうございます。

では、続いて、赤澤さんにとってのCSVについて、お考えをお聞かせください。

【赤澤】 ありがとうございます。ほんとうに10年ぐらい前から多分そうだろうなという思いの中、ちょっと信念っぽくなるようなお話なんですけど、私にとってのCSVという捉え方をお話しさせていただきます。

この図にあるように、まず、日本の昭和20年代から30年代はモノがなかった時代、つくれば売れる時代ですね。大量生産によって手ごろな価格であれば売れる時代、いわゆるプロダクトアウトの時代ですね。しか

し、そうやっているうちに日本中にモノが行き渡ってきて、だんだん大量生産ではモノが売れなくなってきた。そこで、消費者の声を聞こうという時代になってきたと。マーケットインですよ。

しかし、そこからもう1つ進めて、成熟した現代では消費者自身も何が欲しいかわからなくなっている。一方、社会が成熟化して、そして超高齢化に向かっている現代社会ではさまざまな社会問題を抱えている。働く人たちのスタイルや会社が事業を行ういわゆる事業環境、社会環境そのものが変化してきているなどというのを感じている、そして、みんなが悩んでいる時代じゃないのかなと思います。

そこで、地域の社会や生活者の人たちの中に入って、実際にいろんな話を聞こうよ。ソーシャルインという考え方だと思います。これこそ、ステークホルダーそのものとの対話というふうに思っています。そして、社会問題に対して、自分たちの持っている、企業が持っているリソースが生かされていることが、いわゆる共通価値の創造、CSVだと考えています。そして、その目標が地域社会のインフラストラクチャーである私たちだからこそ担える役割、事業があるんじゃないのかなと思っています。そこからソーシャルアウト、ビジネスアウトですね、いわゆるソーシャルビジネスというような概念に発展していて、それが自社の事業に少しずつおりてくるんじゃないのかなと思っています。そして、そういったことを考えていくのがCSVじゃないのかなと思っていますね。

実際、私どもなんですが、そういった思いがありまして、NPO団体と協働で社会貢献事業や学校への出前事業、あとは大学生、中学生、高校生を受け入れたり、JICAプログラムで外国人研修生を受け入れたりとか、あとは自治体の研修会なんかにも出向いて、環境のこととか自然のこととか、そういったのをお話をさせていただくと。そういった自分たちの活動をどんどん社外に発信していかなくちゃ、だんだんやっていくことがたまってきました、たまってきたというか、社内で経験が増えてきましたので、そういったものをどんどん社外に出していこうよということで、10年以上前から毎年、報告書、報告書を出したときは環境報告書、途中から環境社会報告書という形になってきました。

それで、事業が少しずつ成長してきて、やはり経済面もちゃんと皆さんに報告しなきゃいけない。環境、社会、経済という切り口になったので、その当時、経済同友会が環境、社会、経済のトリプルボトムライン

がCSRだよねみたいなお話になったものですから、そこからCSR報告書というような形になりました。

ただ、途中から、ISOで議論されている26000のドラフトをもとに、大体2006年からCSR報告書というものに形を変えて、そしてコミュニケーションツールとして、どんどんどんどん外に発行しています。現在、CSR報告書の発行部数が、リヴァックスだけで多分9,000冊ですね。年度末にはそれがほぼ全部なくなってしまうという感じになります。

そういった発信をすることによって、我々のステークホルダーからのフィードバックが皆いろいろな勉強になりますし、そのような関係性をベースに、内部、外部、内部は社員、従業員を含めて、外部はさまざまなステークホルダーとの対話によって構成されるもの、そうしたものが気づきでありCSV、共通価値の創造じゃないかなと思っています。

そして、私たちでは、そのような地域の社会問題から生まれた事業が今少しずつ育ちつつありますので、また後ほどそういったお話もさせていただきたいと思っています。

【木場】ありがとうございます。今のページで、何年に何をという、これですね。これ、今触れませんでしたけれども、青字の部分を見ると、さまざまな賞を毎年のように受賞している報告書なんですね。非常に印象に残ったのは、コミュニケーションツールとして外部にどんどん報告書を出しているという点で、何となく一般の企業って、とりあえず形だけCSR報告書をつくっておかなきゃという何か義務感的なイメージを持つんですが、これをツールとして9,000冊活用するというのは、ほんとうに地域、住民にわかってほしいという気持ちで、私、そこが非常にすごいなと思うんですが。

【赤澤】ありがとうございます。情報公開という言葉があって、当然ディスクロズ、情報公開していきましようということなんですが、よくあります。わかってくれないからどうしてこうみたいな話じゃなくて、それはアカウントビリティだよと、説明責任だよ。わかってもらえるまで徹底的に自分たちが責任を持って情報発信していこう、そうしたことによって初めて理解していただけるというスタンスが必要じゃないのかなと思っています。

よくあります。モノを買ってくれない消費者が悪いと言った途端に、メーカーはアウトですよ。買ってもらうためにどうするんだというのと全く同じ考え方が必要じゃないのかなと思っています。

【木場】つくって終わりじゃなくて、それをわかって伝わって初めて生きるというお考えでしょうね。ありがとうございます。

米倉先生、お二方の発言を聞いて、いかがでしょうか。

【米倉】ほんとうにいい傾向だと思うんですね。社会的な価値と経済的な価値は、かつては矛盾しててもいいんだと。そういうときに、やっぱり一致していくという方向でこういういろんな言葉が出てくるのはいいんですが、実はこれ、昔からちゃんとやられたことだと思うんですね。

僕、マイカル・ポーターでちょっと足りないと思うのは、シェアードバリューと一番初めに言ったのはトム・ピーターズたちの『エクセレント・カンパニー』で、あのときに、企業文化というのをどういうふうに訳すかという話だったんですね。企業文化というとき、彼らはシェアードバリューだと、会社の中で共有されている価値が企業文化だと言ったんですね。文化というのは、我々が持っている文化でもタブーというのがあるわけですよ。これはやっちゃいけないと。いい国もあるんですよ、文化が違うから。そのときに、これ結構大事だなと思ったのは、例えばホンダだったらホンダのシェアードバリューの中で、おやじだったらどうするかな、本田宗一郎さん、おやじだったらどうするかなというのが非常に大事な価値なんだと。

僕、これから行くときに皆さんも絶対に抱えるのは、普通の状況は絶対いいですよ。社会的価値と経済価値は一致している、それが一番だ。みんなそうなんですけど、残念ながら、我々の日常企業活動であると、これ絶対に矛盾する時が来るんですね。例えばキリンさんでも、でも、しょせんアルコール売っているんでしょ、アルコールよくないじゃないですかと言ったときに、そうか、うちは何でここを切り分けるんだと。産廃するんだって、もともとごみが出るからおかしいんじゃないですか。そこに手をつけないで、後からやってもしょうがない。いろんな矛盾が出てきたときに、我々はここで手を打っているんですよ。それをきちっと社員が言えるための実はシェアードバリューなんですよ。だから、お題目で、みんながこれから経済的価値と社会的価値を一緒にしていこうと、これ、誰も否定しないと思うんですね。

ただ、我々が例えば近代化、こんなに電気をたくさん使ってすばらしい暮らしをしているわけですよ。今まで地球って無限だと思っていたから、それ、いいじゃないと。ところが、ここでこういう暮らしをして

いることが北極のシロクマに問題があると、じゃ、そこをどこで折り合いをつけるかという話なので、シェアードバリューといったときは、結構重い課題を背負う。ですから、これ、みんなで考えていかなきゃいけない話だと思うんですね。それはやっぱり今赤澤さんが言ったようにアカウンタビリティで、我々はここまでこういうことで考えている、これしかないんですね。絶対価値はないから。

そういう意味では、とてもいい方向に行っていると思うんですが、シェアードバリューって、お題目でこっちだったらみんな納得する、いいよねではなくて、ほんとうに矛盾が起きたときにどこで自分たちを決着づけるかをきちっと考えるプロセスで、それを社会に表明していくプロセスだということを忘れてはいけなかなと思いました。

【木場】ありがとうございます。太田さん大きくうなずいていましたけど、やっぱりそういった相反する価値がぶつかり合ったときに、どう説明するかというところは出てきますね。

【太田】そうですね。例えばアルコールの会社の場合だと、必ずARP、ARPってアルコール・リレーテッド・プロブレムというんですけども……。

【木場】そのすごく長い言い方はどういうこと……。

【太田】アルコール関連問題を取り扱う部署って必ずあって、やっぱり適正飲酒の問題だとか、あと飲酒運転の根絶の問題だとか、真剣に取り組まないと社会からやっぱり取り残されてしまう。当たり前のことですよ。というようなことが例えばあったりとか、あと、私どもの会社だと、意外かかもしれませんが、例えばキリンライトビールとか、すごい昔から結構アルコールが低いものでありますとか、あと、味の問題はあるかもしれませんが、プリン体が低かったりとか糖質が低かったりというものをつくっています。

例えば、来年なんですけど、のどごしという商品があって、のどごしオールライトというのが出るんですが、これ、糖質がゼロでプリン体がゼロでカロリーが低い。だから、気にしているお父さんも、まあ、ちょっとごくごく飲めるかなというような、選択肢の1つですね。そういうのを広げたりして、じゃ、どれを飲めますかというような努力をしたりってやっぱり不可欠ということになりますね。

【木場】さまざまな選択肢をお与えするということと、今のお話を伺っていますと、ビールをつくるだけではなくて、その後の飲み方、飲んだ後に起きる事故、そっちのほうまでもやっぱり目を向けておかなきゃいけな

いということですね、会社としてね。

【太田】そうですね。会社のサスティナブルってどういうことかと言ったら、やっぱり長く、たくさんとは言いません、短い時間にたくさん飲んでもらいたいわけじゃなくて、長くずっとアルコールを楽しんでもらう、食事と一緒に楽しんでもらうというのが使命だとしたら、そういう選択肢はやっぱりあったほうがいいのかなと思いますね。

【木場】赤澤さんも、米倉先生のご提言どうでしょうかね。

【赤澤】私、ピーター・F・ドラッガーの言葉が好きで、組織、企業はやっぱり社会に生かされているということ認識しなければいけないという、まずそこが大前提になると思います。そして、生産向上も含めて、事業活動で何らかの環境負荷を与えるわけですよ。例えば煙が出たり、あとは車を走らせれば化石燃料が必要で、かつ、そこからはCO²、ばい煙が出ると。ただ、それを必要悪と考えるのではなくて、我々の事業活動において、そういったものはしかと出るんだと。出るということちゃんと理解して、かつ、それを無駄にしない、もしくはその使った以上の価値をお客様なり社会なり地球なりに出していくというような、そういったことを常に考えていく事業活動というのが必要じゃないのかなと考えるところですね。

【木場】リスクはリスクとしてきちっと公明正大にお伝えした上で、それをどうカバーしているかということもきちっと。

【赤澤】当然、低減というのも前提になります。それを減らしていくという取り組みですね。

【木場】透明性が大事だということがよく伝わってきましたけれども、さて、本フォーラムのメインテーマはやはり3Rでございまして、3R推進の重要性についてもちょっとここで整理をしたいと思うんですけれども、2000年に循環型社会形成推進基本法が制定されたのを契機に、やはり3Rの概念というのが、ここ14年になりますか、国の施策に随分反映されるようになったんではございますが、しかし、近年、リサイクルされたものの受け皿であるものづくりの海外移転があったりですとか、新興国の製造業との熾烈な価格競争があったりして、その取り組みというのが少し下がってきている、関心が下がってきているように感じられるところもあります。

そこで、地域における3R推進の重要性について、ここで再度お二方にお話を伺いたいと思うんですが、まず、赤澤さんからよろしく願いいたします。

【赤澤】 おっしゃるとおり、3Rの推進とか廃棄物の適正処理、これはやっぱり企業とか排出事業者に責任を求めて、それをしっかり進めるものだという事なんですが、現実には不適正な処理事案というのが発生しているというのが現実問題としてあります。

いわゆるCSR、企業の社会的責任とかコンプライアンスというのをよりどころにしているということであれば、やはり企業は直接的にメリットが感じられないものに対しては腰が引けるというのがあると思います。端的な言い方をすれば、廃棄物処理法や各種リサイクル法の趣旨に沿わないことによるリスクよりも、事業コストが上がる、そのリスクのほうを強く受けとめているような感じがありますね。

そういった意味では、従来のCSR、企業の社会的責任とかコンプライアンスとは異なる、いわゆる関係者がともにつくり上げていくアプローチというCSVの考え方の登場は、当然、我々にとっても非常にこれから目指すべき方向だと考えて、今は、協会内部で勉強会とか、そういった研究の議論を進めているところだと思っています。

1つの成果としては、本日、皆さんのほうにお配りしています産業廃棄物処理業に関するBCP、策定ガイドライン、こういったものをもって、自分たちの事業、そして地域社会のインフラストラクチャーとしての責任をしっかりと果たしながら進めていくということをやっているところでございます。

【木場】 それが刷りたてほやほやで12月1日にできたようなので、私も「はじめに」はじっくり読ませていただきましたが、なぜそれを策定したかという経緯の説明は非常にいいですね。つまり、この業界に合ったものが国が言っていることの中にないじゃないかということで、内容は相当いいなと思って拝見、皆さんもぜひ後でゆっくりごらんください。

さて、3Rに関しまして、太田さんはいかがでしょう。

【太田】 きょう、事例を幾つか持ってきているので、お話を差し上げたいと思います。

CSVには3つのアプローチがありますという話で、商品・サービス、バリューチェーン、それから地域社会、これ、クラスターとほんとうは呼んでいるんですけど、あまりに難しいので地域社会と言っていますけど、このバリューチェーンの話が3Rのお話にフィットするんじゃないのかなと思います。

CSVの中でバリューチェーンの話は、環境負荷への低減と、それから企業のコスト削減、つまり競争力

強化、これとすごく相性がいい取り組みなんですね、実のことをいうと。ただ、コスト削減のためにやるぞ、これはすごい底が浅くて、やっぱり使いやすくなければだめよということになると思います。ですから、エコなパッケージを求めている方がほんとうに使いやすいよねというふうに言ってくれて、それが実際にCO²の排出とか環境負荷への低減、それと実は企業のコストのリダクションにつながっているみたいなものが、やっぱり一番理想的な社会の課題と企業の競争力の強化の両立というような形になるんじゃないのかなと思います。

ここに載っているのは昔にやったことです。例えば、缶の径を小さくしてアルミの使用量を減らす。これ、実は酸素の含有量も減るので酸化しづらいつつ、すごくいいこともあったり、あとコーナーカットカートンですね。これ、右側にあるやつですけれども、コーナーのところをカットしてあるんですが、これ、資源が少なくなるんですね。資源が少なくなるとトラックに積載する量も多くなりますから、CO²の排出量も減るんですけど、実はコーナーが持ちやすくなるんですね。おなかをぶつけたりしないということになりますし、あと、軽くなったりとかすると、お酒屋さん、たくさん運びますよね。スーパーマーケットの酒類の方たちも腰が痛くなったりとかするんですけど、痛くならないとは言いませんけども、そういうようなところにも役立ったりということを企業は率先してやります。

あと、例えばこういうものです。きょう並べていただいたんですけど、午後の紅茶おいしい無糖、これ、メカニカルリサイクルといいまして、ペットボトルから100%再生してつくったものです。すごく小さく横ちょのところに書いてあるんですけども、午後の紅茶はというような形でもって書いてあるんですけども、そういう製品をつくったり、あとデイリーワインについては、やっぱりペットボトルにしたりとかします。これも輸送したときのCO²の排出が減ったりとか、あと逆に、家にスーパーマーケットから持って帰って、鍵を開けようと思ってよこらしょっと置くと、パチンと割れちゃって奥さんが泣いちゃうとかというようなこと、ペットボトルだとなかったりとかするので、逆にデイリーワインなんかだったらガブガブ、ガブガブとは言いませんね、毎日適量飲んでいただくのに、やっぱり軽くて、それでトリートしやすいようなペットボトルを使ってくるというやり方もあるのではないのかなと思います。

最後のご紹介なんですけれども、実はキリンは大瓶は全部軽量化が終わりました。大瓶はご家庭で使われることがどちらかというと多くて、今度、軽量化したのは中瓶です。中瓶はどちらかというと業務用ですね。居酒屋さんで使われていることが実は非常に多いです。中瓶の数量より大瓶のほうが数量が多かったので、全て外側をコーティングして、割れにくくしてというような形でもって変えました。これを中瓶にも使わせていただいて、2015年の秋から全国展開をするという形になります。これでやっぱりCO²の排出量が930トンくらい減ったりということが起きます。同じようなことでもって、全部ケースで持ったときに1.3キロくらい軽いとか、そんなようなことが多分起きます。

個人的には、ご家庭だと缶という感じはあるかなと思います。究極のリサイクルはやっぱりこういう瓶類かな。減ってくるのはもうしょうがない、致し方ないかなとは思いますが、でも、やっぱり居酒屋さんとかで使っていくような瓶をこういうふうやって開発していくのも悪くない手だてかねと、ちょっと思っております。

【木場】 どうもありがとうございます。そういう工夫があるとはあまり考えずに日ごろ飲んでおりますが、全然関係ないことを、太田さん、ごめんなさい、ここにある午後の紅茶おいしい無糖、これ、どの会社もおいしいって使いたいと思うんですけど、おいしいって使うのは自由なんですか。

【太田】 「おいしい」は、一気に商標登録すれば大丈夫です。

【木場】 みんな、おいしいって入れたいですね。

【太田】 はい。必ず入れたいですね。でも、全部おいしいだったら区別できなくなっちゃうから、これもなかなか……。

【木場】 そうか。紅茶の中でも相当おいしいと。

【太田】 そうですね、難しいところですね。

【木場】 どうもすみません。ありがとうございます。

【太田】 ありがとうございます。とんでもないです。

【木場】 さて、米倉さん、お二方のお話を聞いてと、それから、やはり3Rの重要性について、一言お願いします。

【米倉】 ほんとうに大事だと思います。あんまりしつこくくさしてもしょうがないし、イエーイ、そうだ行けというふうに言いたいんですけど、こういうことがブームとかに終わらないためには、ある意味、シェアードバリューというのは文化をつくるわけですから、やっぱりいろんな覚悟が必要だと思うんですね。

ですから、先ほど言われた、コストが高いといったときに何がCSRだよと言っていたのに対して、CSVという概念で赤澤さんがちょっと勉強していかなくちゃいけないかなと。キリンさんも最後おっしゃられたけど、ほんとうだったら、ドイツとかがやっているように瓶だと、缶は使わないというくらい言えばこれはこれでいいんですけど、やっぱり腰が引けるわけですよ。そのときに、いや、バリューだからこれ行くだということぐらいの覚悟なんですよ。それは我々がすごく不便するんですよ。

僕はさっきも思うんですけど、やっぱり企業がほんとうに主役になってこない、政治はインチキですよ。例えば、僕たちは（消費税を）10%にするというある意味選んだような気がするんですよ。それが2年半も在任期間を残して、今なら勝てるから勝てるうちにやっちゃおうと。我々は結果を見なければ判断しないというふうに思っているのに、そういうことをやると。多分、皆さんうれしいと思うんですよ。消費税上がらなかった、よかったと。でも、1,000兆借金がある国が、こんなことをやり続けられるわけがないんですよ。本来でいえば日本はやらざるを得ないと。だって、アメリカでさえ8%行って、スウェーデンとかヨーロッパに行けば19とか24%でみんな頑張っているのに、日本だけが8%とかでいいわけがないわけですよ。

なぜこういうことになるかということ、一方で苦しいことはあると、10%に行けば苦しいと。でも、一方で、これをやるから絶対にそれを上回るものがあるんだという規制緩和も出てこないし、一体何をやるのかも見えてこないし。CSRからCSV、口で言うのは簡単なんですけど、皆さんにご迷惑をかけることありますよ。あるいはリデュースですから、まず一番大事なのは使わないほうがいいと。やっぱりどう考えても、今、何もかも過剰包装ですよ。それをやらないと絶対に文句言うんですよ。何かもっとちゃんとしないのかと。「新聞紙で巻いていけ」なんて言ったら絶対文句出ますよ。

それから、曲がったキュウリ。いいじゃない、自然なんだから。でもなぜやらないかということ、消費者が買わないからですよ。消費者一人一人「どう思いますか」と聞くと、「曲がったキュウリでも全然いいですよ」。買わないじゃないですか。それを無駄な廃棄物にしないために、我がスーパーは曲がったものを出しますよと、それで皆さんに問うてくださいといったときに、皆さんが、「いや、やっぱり真っすぐなほうが

高くてもいい」と言う社会は変わらないですよ。これはバリューが共有されてないからですね。だから、そういう社会をつくるって勇気の要ることだと思うんですよ。

ただ、うれしいのは、例えば和郷園という千葉の農業組合、元つっぱりお兄ちゃんたちがつくったんですけど、彼らはすばらしいことを考えて、みんな曲がったキュウリとか傷んだトマトを捨てていると。それを集めてカット野菜にして、スーパーに農協を通さなくて納めたんですよ。彼らはそんなことないって言うんですけど、言っちゃ悪いんですけど、原料はただですよ。だって捨てていたんだもの。それを加工して、JAなんてあほな機関を通さなくて、スーパーに行ったら、今、我々、160円とか240円で買っているんですよ、あのカップに入ったサラダを。これが実はイノベーションなんですよ。捨てていたものを価値のあるものに変える、あるいは何か新聞紙を持ってきたらいいことがありますよ。かなり負担をかけるけれど、えっ、それ、3分の1でほんとうにビジネスが成り立つんだと。そういう仕組みを何かクリエートしていくことが、まさにクリエイティング・シェアードバリューなんですよ。

だから、今のお話だと、何かこんなふうに行っていたら、消費者もいいね、会社のイメージも上がるしと。だけど、実はその先にある矛盾、消費者に我慢をさせる、嫌なことを言う、会社にプロフィットと大きな矛盾があるときにどっちをとるんだと。これは実は国でいえばまさに国のビジョン、企業でいえば企業のビジョン、それがバリューなんですよ。

ですから、3Rってものすごく重要な取り組みだと思いますし、これがなければ日本の未来はないし、これを日本が確立し世界に行けばますますよくなると思うんですが、実は我々が覚悟して向かわなければいけないところですよ。だって、みんな知っているんですけど、例えば、こういうものを初めからリサイクル、リユース、リデュースできるという、不細工になると思いますよ。

でも僕が思ったのは、話は全然違うんですけど、iPodが出てきてウオークマンが駆逐されたですよ。あのときソニーに言ったのは、iPodとソニーが何が違うんだと言ったら、全部地球に戻るプラスチックだと、使っている部品は全部、リユース、リサイクルできるという話だと、これで文句あるかという戦いにしない限り、僕はアップルに絶対に勝てないと思ったんですよ。

昔は、嫌だな、そんな不細工なのと言うけど、不細工、格好いいじゃないかというのが実はバリューをつくることなんです。僕たちのは地球に戻るんだものと、君のは格好いいけれど産業廃棄物になって地球を壊すんだもの、ここですよ。もしこれをつくったら、U2のポーノは絶対にソニーに転向すると思うんですよ。これも全く受けなかったんですけど、大事な話だと思います。

【木場】 すいません、何かまとめて近いぐらい本質的な話をしていただきましたけど、格好の悪いキュウリがそうやって役立つ話とか、ブサ格好いいものが認められる時代が来ない、つまり本質的にはキュウリはキュウリ。私も例えば今、お鍋の時期ですけど、規格外のカキなんてものすごく安いんですよ。規格にはまらなかったというだけで倍以上買えちゃうんですよ。お鍋、ほんとうにおいしいんですけどね、私は。

そういうところで、本質とは何かということ、ほんとうに格好いいのは、そうやって地球に戻せるものなんだよ、廃棄物をつくるものじゃないんだよと、その価値観の変革みたいなところ。何かもうフォーラム終わっちゃいそうです。3つのうち、まだ1つしか終わってないんですけど、そういうふうに感じました。

では、次のテーマに参りましょう。

次でございますが、今回のフォーラムは3Rが中心でございますけれども、じゃ、実際に取り組んでみて直面する問題、難しさというのはどんなものがあるかというところを、お二方に実体験からちょっとご紹介いただきたいと思います。

まずは太田さんからお願いします。

【太田】 商品・サービスのCSVの事例の話です。価値、新しい価値をつくっていくというのはやっぱりなかなか大変かなと。今ここにあるんですけど、氷結和梨という製品があります。今、おかげさまでメーカー在庫がほとんどなくなりました。発売2年目なんですけれども、福島を応援する製品です。氷結は御存じのとおり、チューハイのカテゴリーでナンバーワンのブランドです。これを使って福島県をパッケージ製品で応援するという考え方になります。もとはといえば、うちの前の社長が架け橋プロジェクトみたいなのでもって、スーパーマーケットや何かでもって福島とか仙台とかいろんな被災地のものを売って応援しようみたいなことで、一生懸命、福島県前知事、佐藤さんが売ろうと思ってPRしていたんですけど、やっぱりなかなか手にとってもらえない。それを見ていて何か応援できないのかねというふうに思い、実際に会社に

帰ってきてつくられた製品です。

何の話かという、CSRの部門にいらっしゃる方はおわかりかもしれません。CSRの部門の方は、社会貢献活動でほかのステークホルダーの方とはよくお話をしたりとかするんですが、社内で一緒に価値をつくって、それをお客様に企業ごとの価値として受け渡すというような作業はあまりされてないだに伺います。うちのマーケティング部、品物ができましたと、とはいえ、CSVまたは社会に受け入れていただくような発信として、どういうことを言ったら一番お客様がそうだねと言って応援して買ってくれるのかなというのがわからんという話があって、これもCSRのご担当者さんだとどうですかね。

よくマーケットとか営業が言ってくるのは、イベントが終わった後に募金が集まっちゃったから、これを寄附する先を教えてください。事後ですね。ではなくて、事前に打ち出しの方法を相談されたりとかということ。働き方がやっぱり随分変わってくる。企業の働き方を随分変えないと、逆に、1つの部門だけでもお客様に価値を伝えるということはやっぱりできないと思います。

あと、もう1つだけちょっとお話し申し上げたかったのが、残念ながら、私、麒麟のCSRにいたときに、麒麟ビールならではのCSRまたは事業統合、戦略的なCSRをやれというふうに言われて、僕の先輩たちも同じ課題をもらったらしいんですけど、なかなか実際こういう品物になったようなものって全然なかったそうなんです。

なぜかという、CSRって、1つ丸くくりとか、うちの会社もいいことをやっているんです。木を植えたりとか水源の森を守るためにやるんですけど、それ、どこの会社もやるんですね。森林の前に立ったときに、どこの会社が何をしているか区別ができない。また、なぜその会社がそんなことをやっているのか、お客様に理解していただけないというようなところがあるんじゃないか。だから、CSRって多分、企業のレピテーションとしては丸っとした漠然とした感じのもの。

ところが、これは福島を応援しようというふうに言っているんですね。それで、いいねと言っている人が応援消費してくれる。だから1対1の関係なんです。こいつが売れないということは、多分これは社会的な課題をちゃんと解決する商品に至ってない。だから1対1対応です。なので、これがちゃんと売れるような形の発信をするのか、いや、原材料がもうちょっ

と福島全体のものである必要があるのか、また、もしかしたら東北全部のものであってオールスターでつくっちゃえばいいのかとか、そういうふうに変えていくことがもしかしたらばCSRの取り組みよりたやすいのかもしれないなという意味で、昔できなかったことが今できるというお話を差し上げました。

【木場】結果的には、コンセプトというか、福島を応援しようという企画意図は消費者には受け入れられて、こういう結果になっているということですよ。

【太田】そうですね、おかげさまで。昨年売って、今年は2倍の梨の量を使うことができたんですけど、それも大体年内で多分売り切れて、スーパーマーケットはまだ買えるかな。もしかしたらアップルヌーヴォーに変わっちゃっているかもしれませんが、それはそれで青森のリンゴを応援することになりますからよろしいんじゃないかと思えますけれども。それは冗談ですけど、いいねというふうに言って買ってきて、これが続いていくということがやっぱり1つ必要なことかな。

先ほど、ちょっと先生もおっしゃっていたんですけど、全部変えるというのはやっぱり勇気が要るんですが、1つ突破口を探して行って、こういうことだったらきっとお客さんと共有価値が見出せるのじゃないかというふうにやっていく。うちの本部長も言うんですけど、やっぱり売れないとシェアードバリューにならない、売れるにはやっぱりそれなりの理由が必要だということなので、そういう入り口のやり方もありかなという感じがしています。

【木場】麒麟さんとして、まさに御社の商品の中でストーリー性を持たせて福島を応援するところが非常に成功した例だと思いますし、先ほども、CSRの方々も最初、初期のころ何をしたいかわからないということがあって、たしかエコバッグを頻繁に配っていたイメージがあるんです。ただ、エコバッグというのは、私たちただいても、趣味もありますし、好きじゃないものだと結局使わないとかごみになるというのは、エコバッグ自身をつくるのにも工場²が発生したりしていることを考えると、無駄を生み出しているということになるので、この本業の中で何かをするというのは、まさにこれわかりやすい事例として本当に大変ありがたいと思いました。ありがとうございます。

では、赤澤さん、どうでしょうか。

【赤澤】ありがとうございます。少し私どもの卑近な例で申しわけないんですけど、参考になればというこ

とで申し上げさせていただきたいと思います。

実は、私もグループ会社で4年ほど前から、新規事業として遺品整理業を行っております。私たちが最初に事業を始めたときは、非常にグレーな事業として、社会的評価がとても低かった記憶があります。ただ、現実問題として孤立死、孤独死が発生して、困っておられるご遺族の方々がおられた、そういった方々につけ入って法外な費用を請求するとか、そういった詐欺まがいの業者もほんとうにいるような状態でした。

私たちが参入するに当たっては、やはり、じゃ、この事業をどういうふうに捉えていくんだ。そこで、ミッションとして遺品整理業の社会化、サービス産業化を目指そうということ掲げました。ただ、スタート当初は誰からも理解はされなかったです。当時かかわっていた社員さえも、こんな事業がほんとうに社会から受け入れられるのか、世間から受け入れられるのかということは何んとうに懐疑的でした。

それと、ステークホルダーというんですか、実は、この業に非常に関係深いのは葬儀会社さんとか介護事業所さんですね。そういった方々の意見を聞きながら事業をつくっていったということもあって、社員、従業員からは非常に回り道をしているようにも見えていたと思いますし、また、従来の既存の事業とは全く違う考え方が必要です。今までは出てきたごみを処分すればいいと。そうじゃなくて、我々がサービスをちゃんと提供していくと。廃棄物処理業じゃなくて、サービス業としてそこに入っていくということで、頭の切りかえが非常に苦労したということもありましたので、スタート当初は開店休業という、多分半年以上、1年近く開店休業の状況だったと思います。

ただ、先ほど申し上げたとおり、介護とか葬儀の業界の方々、そして、たまにご依頼いただくご依頼主の方々のご意見を聞きながら、いわゆる顧客目線でサービスをつくり上げた結果、徐々に皆さんから好評をいただくようになって、今は順調に推移していますし、社員も今はみずからの事業と考えるようになって、積極的に取り組んでくれたということがございました。

今から、この事業がそれなりの形になってきたというのを考えれば、いわゆる我慢の時期はありましたけど、多少なりとも社会のお役に立つような形になったのは、遺品整理業の社会化、サービス産業化というミッションを明確に掲げてぶれなかったこと、そして社員、従業員と会社のベクトルをちゃんと合わせて、かつ、紹介いただく方、もしくはお客さんとのウイン・ウインの関係をつくるようなことを一生懸命みんなまで考え

て進めていった、そういったことが1つ効果があったんじゃないのかなというのを感じているというところですよ。

【木場】ありがとうございます。伺っていると、今までの事業、つまり廃棄物が出てご担当されるというより、一歩踏み込んで、ご遺族の方と家の中で、これは要る、これは要らないという選別のところからコミュニケーションしてということでございますよね。

【赤澤】そうです。

【木場】そうしますと、仕事の種類というか、ある意味、心のケアみたいなのところも含めて、また違った分野にもう一歩入り込んだ感じがしますね。

【赤澤】おっしゃるとおりですね。当初はまず、こんな事業が事業として成り立つのかということ、自分たちは単に目の前にあるごみを処分するというのが仕事、だからたくさんあったほうがいいんですけど、そこから家の中に入って行って、要るもの要らないものを分けて、ちゃんとリサイクルできるものはリサイクルしていきましょう、処分するものは処分していきましょう、そういった形で進めていった。そこに1つ乗り越えるハードルがあったんですけど、ただ、成功体験が積み上がっていくに従って、徐々にこなれていったという感じはしますね。

【木場】ごみといいますか、廃棄物といいますか、とにかく遺品として捨てるというものが出てきたときには、その先どう選別するかはお得意分野でございますものね。

【赤澤】そうです。

【木場】私事ですけど、私も今年、父を亡くしまして、まだそういった整理ができておりませんで、興味深く打ち合わせのときにこの話を伺った次第でございますけれども、ほんとうに何をどこに持っていったらいいか、右も左もわかりませんので、ワンストップというのはほんとうに社会的貢献という、私、特に今年はそのように思いながらお話を伺っておりますけど、これから先、ほんとうに孤独死という問題もあって、どうしたらいいんだろうと。大家さんが困ってしまう、住んでいる本人がいなくなってしまう。そのあたりでも、やっぱりいろいろと貢献すべきところはありますね。

【赤澤】そうですね。実は遺品の方も含めて、孤独死も含めて社会的な問題になりつつありますので、そこをちゃんと解決していかなくちゃいけないというところなんですけど、まだそこに関しては、どういうふうにやっつけていこうというのは関係者と打ち合わせながら、やはり次のステップ、次の取り組みに上げていきたい

など思うところです。

【木場】米倉さん、お二方の取り組みを伺って、いかがでしょうか。

【米倉】今の話はすごいですね。我々、学生に教えるときに、ビジネスをやりたいと、マーケットはあるか、グローバル化の可能性はあるかとよく言うんですけど、マーケットすごいですよ。これから3,000万人減ると言ったでしょう。これから毎年120万件のお葬式が必ず出るんですよ。120万ということは、ここに宮崎県出身者います？山形県出身者、いない？これから日本から宮崎県1個が毎年消えていくんですよ。これとんでもないマーケットですよ、ある意味で。

それで、テイクアンドギヴ・ニーズという、結婚式をネットでやっている会社の社員、専務だったのが、これからは結婚式じゃない、葬式だといってやめたんですけど、失敗しました。なぜかという、結婚式は随分前から日取りを決めるんですけど、ネット予約は、寝込んでいるおやじの前で、葬式、次の12月3日ぐらいがいいんじゃないかなとか言ったらやっぱりだめですよ。これはだめだったんですけど、遺品は必ず出ますからね。これ、すばらしい。

しかも、もう1つおもしろいのは、日本で「おくりびとアカデミー」というのがあるんですよ。これは、お葬式の納棺師をやった、モデルになった人が始めたあれなんですけど、ちゃんとお棺に入れるときにきれいに化粧するという、その一連の作法を教えるアカデミーがあるんですよ。これが今、台湾でブレイクしているんですよ。この次は中国もいくだろう。やっぱり仏教、儒教の国の中では死者をきちっと丁寧に葬るといのがあって、その種のきちとした作法というのを大事にしたいという人たちが多いので、納棺師というのが非常に重要な職業になる。これも同じですよ。ほんとうに悪い言い方ですけど、中国も孤独死がたくさん出てくるので、ある意味では、あまり言いたくはないですけど、巨大なマーケットがあると。でも、考えてみたら、これまさに、これもよくないのかな、リユース、リサイクルの世界でもあるし、本業が十分生きるのかなと。

僕、キリンさんのこの取り組みは、これはいいですね。買いたいと。きょう、帰り買って帰りたいと。アップルでもいいんですけど、ぜひこれはいきたいと。しかもプリン体がないんですけど。

でも同時に、キリンはどうしようもないんですよ。このおいしい紅茶に何でディズニーに金を払うのかと。これ、みんな我々が飲んで、キリンに払っているんじや

ないんですよ。我々が払っているんですよ。もっと最低なのがグリーンラベル。ついこの間まで、誰をキャラクターに使っていたか知ってます？知ってる？

【木場】俳優さんでしょう？

【米倉】俳優さん、誰。

【木場】誰だったっけな。白髪の頭の、五十二、三の……。

【米倉】ジョージ・クルーニーですよ。ジョージ・クルーニー、知ってる人？結構いるね。だめだね、これ。でも、グリーンラベルを飲む人にとって全く関係ないですよ。あれ、ハリウッドからどれぐらい払ったでしょうね。10憶では足りないぐらい。

【木場】えっ、俳優さんに払ったお金も乗ってるんですか、ビールに。乗ってないでしょう。

【米倉】乗ってますよ。

【木場】全部乗ってるの？

【米倉】もちろん、全部乗ってますよ。

【木場】じゃあ、全然有名じゃなくていいですよ。

【米倉】有名じゃなくて、ピンぼけでしょう。あれ、だました電通、博報堂もあれだけど……。

【木場】しかも変な日本語しゃべらせてね。

【米倉】だまされたキリンもキリンで、全く無意味なあいうことをまだやっていると。だから、キリン、一方ですごくシェアードバリューだとか言いながら、全然わかってないですよ。だから、僕はこの氷結は100点。でも、こんなものにディズニーとかジョージ・クルーニーに金を払うというバブル時代の発想、もうやめてほしいと思うんですが、これはグーですよ。失礼しました。

【木場】ありがとうございます。

さてさて、それでは最後のテーマに参りたいと思いますけれども、どうぞ。

CSVを後押しする地域市民、NPOの役割について、最後、お話を進めていきたいと思えます。やはり地域市民にどれだけ協力してもらうかが鍵になってきますけれども、企業が取り組んでいる環境への取り組み成果というものを市民、私たちはなかなか見えにくくて、まだ浸透していないような気がするんですけども、そうであれば、大人はもちろんなんですけども、やはりこれからを担っていく学生さんですとか子供たちに、NPOの皆さんをパイプ役として出前授業をするですとか、何か発信、見える化をしていくということも求められてくると思うんですけども、そういった意味では、先ほど、赤澤さんのご説明の中に出前授業なんかがあったんですが、どういうこ

とを地域市民と一緒にやられているかというところ、事例をお願いいたします。

【赤澤】ありがとうございます。私自身、会社で働く人、そして取引先、お客様、地域社会から顔が見えて、コミュニケーションができる会社というのを1つキーワードとして以前から持っていました。そこで、地域社会と協働で行う取り組みみたいなものを進めたいという考えがありましたけど、やはり取り組むノウハウが全くない。私たちが社会貢献したくても、どこでどのような形で行えばよいかわからない。ただ、一方で環境系の知識とかそういったものは当然持っている。これはコンテンツの部分ですね。あります。

そこで、我々、ノウハウはないので、西宮市内で子供の環境活動を支援するNPO団体があったんですけど、こども環境活動支援協会というNPOですね。そこを組んで、市民対象の社会貢献事業と一緒に10数年進めてまいりました。取り組みや、いわゆる社会貢献のプログラムを実施するに当たっては、当然、資金の協力といったものは行いますが、そればかりでなくて、社員をボランティアスタッフとして参加させています。社員自身も楽しんでくれるばかりでなく、外部の方々からいろんな意見を聞いて、それが勉強になって成長してくれているなど。

今、いろんな取り組み、CSRの報告書なんかも、実は社員がリヴァックスなんかは全部つくります。それはやっぱり、そういったNPOと一緒にいろんな活動をしてきたと、地域の方々とのコミュニケーションをとったところから学びにつながって、成長につながって、それが結果に映ってきているという感じがしています。

以上です。

【木場】NPOの方々はもちろん、どこの学校でどんな事業をするかというところのセッティングは非常に上手にやっていただけるんですけど、中身の部分で非常に協力されていると伺いましたが……。

【赤澤】そうなんです、すいません。NPOの方はやっぱり社会性が高い。小学校も非常にハードルが高いものですから、一般企業はなかなかすんなり入れてくれないんですね。そこをやっぱりNPOという1つのスクリーンを通過することによって、社会性を帯びると。ただ、NPOは先ほど申し上げましたとおり、どういった小学校でどういうニーズがあって、どんな事業をやったらいいかというのはわかっているんですけど、そのコンテンツそのものを持っていないので、そのコンテンツとして我々が参加すると、そういうところでやら

せていただきたい。そういったことを幾度か経験することで、我々がステークホルダーと協働する力が身についたというような感じは受けております。

【木場】赤澤さんならではの情報を子供たちに提供することによって、自分たちが出したごみがどんなふうな経路をたどってどうなるかというところに、やっぱり驚きなんかがあるんじゃないですか、実際に行くと。

【赤澤】そうですね。実は我々が考えつかなかったことを反対に言ってもらうことがありますね。だから、どうしてごみはなくなるんですかという話ですよ。当然ごみがたくさん出て我々が事業として成り立っているわけなんですけど、やっぱりごみがないほうがいいというのは素直にぶつけてくるわけですよ。そこはやっぱり、先ほど先生がおっしゃったような矛盾があるわけですよ。

その矛盾にちゃんと対峙して、ああ、そういうことを言われたと。わかっているけど、潜在的にはわかっているけど、それをはっきり言われたときに、それが社会のあるべき姿やねと、じゃ、そこにどう向かっていくというような、ちょっとしたことなんですけど。そこで気づきとか考えるきっかけをいただいたというのはあります。今は私が行かなくて、社員、どんどん社員が行ってきて自分たちで楽しむ。教えることを楽しんで、教えるために自分たちも学んでいくみたいな、そういった好循環が生まれているという感じですね。

【木場】どうもありがとうございます。

キリンさんは、地域の方々との協働という部分ではいかがでしょうか。

【太田】実は震災が起こる前までは、あまりうまくなかったというふうに思っています。例えば森林を守る活動、NPOの方とかもちろん地域の方に協力いただいたりとかしましたけど、それは一方的にこういうことをやろうよとかというようなことで、サステナブルかという、もしかしたらそうではなかったのかもしれないですね。

震災を機にキリン絆プロジェクトというのをやりました。3年間で60億円ぐらい拠出したものなんですけど、これ、事業を形成するのは、ほとんどが逆に地域の方とか、あと、お困りの内容って何なんですかねというのをやらせていただいて、1つずつ事業を形成していったという形になりますので、とっても時間がかかったんですね、実のことをいうと。なんですけど、逆に終わってみるととてもユニークな取り組みになっていて、例えば、すいません、自治体なんかには義援金としてほんとにお金を入れるとかということは全然やって

なくて、それがたまたま社会貢献から始まって、ただサステナブルに回っていくとか、サステナブルを回るとかバリューを生むということは、つまりそれが継続するからそういうふうな形に変わるということのかなという経験をちょっとしました。

この間、日経のNICESが発表になりました、残念ながら順位はもちろん落としたんですが、前年度の日経のNICESは、私たち、社会性のポイントで1位をいただきました。これは、絆プロジェクトがそういう愚直なまでのニーズをつかんでやらせていただいたということじゃないかと思うんですね。

例えばなんですけど、これ、農業トレーニングセンタープロジェクトというのをやらせていただいて、被災した農家の方たちを、いわゆる家業じゃなくて、もうちょっと企業みたいな感じでもって、効率的に何かブランドしたりとかできないのかなということをやりました。片や丸の内朝大学って、丸の内でもって毎週水曜日、講座があるんです。こっちはお金を払うんですけど、丸の内に勤めている人たちがそれをプロデュースするみたいな仕組みですね。農家の人とプロデューサーががっちゃんこして何ができるかねみたいな。農家の人は考えました。やっぱりブランド化したものってつくりたいよねと。ところが、農家の方は残念ながら、つくるまではいくんですけど、それをどうやって売ったらいいのとか、あと、逆にお店の人がどうやってお客さんに勤めてくれたら売れるのとかということまでいかないんですね。

ところが、丸の内に勤めている人たちはそういうところ、たくさん飲んだりとかしているんで、こんな感じの例えばテーブルテントみたいなものとかマークをつくったりとか、あと逆に、これ、キリンシティで今年売ったんですけど、店員さんが、これこれこういうものです、よかったら食べてみてねみたいな感じで、シトウみたいなものですね。シトウをフリットしたのなんですけど、おもしろいことに、9月の大体終盤に近いほうになると当たりが出ちゃうんですね。当たりって、10個ぐらい食べると1個ぐらい、めちゃくちゃ辛い。農作物ゆえ、どれが当たっているかわからないんですね。それを逆におもしろいからといって食べてくださるような方がいて、これ、前年に出した復興の茶豆があるんですけど、それを抜いて1位になったかな。2カ月で1万6,000皿ぐらい売れたですかね。売れたからいいという問題ではなくて。

というような形で、最初は支援で入ったものが、それはやっぱりブランド化したいよな、ブランド化する

にはこういう売り方ってほんとうは必要だよなみたいな、知恵や何かいろいろと重なってきたものが、これまた次年度も売られると思いますけど、サステナブルに回っていくみたいな事例がたくさん出てくるとやっぱりいい。でも、それって現場にしかない困りごとなんじゃないのかなというふうに思います。

【木場】やはり協働という部分で、意見を吸い上げるというところが大事なんでしょうね、皆さんが何をしてほしいのかという。こちらが何かしてあげようじゃなくて、何をしてほしいのかというところを具体化してあげるというところが非常に大事で、あと、今の10個に1個当たるとかいろいろありましたけど、このあたりも、農家の方は一生懸命いいものをつくる、その先にストーリーを持ってどうやってお客さんにおいしさを伝えるかという、そのあたりのコミュニケーションも大事なんでしょうね、いろんな意味でね。

【太田】そうですね。多分、机の上で考えているとわからないことが非常に多いんですね。

【木場】やっぱり現場感覚から来る……。

【太田】逆に、私たち、NPOさんとかステークホルダーさんとのダイアログがうまくなかった分、何もわかってなかったんで、ストレートに聞いたというところがもしかしたらよかったのかなということじゃないかと思います。

【木場】ああ、あるほどね。非常にいいですね。ありがとうございます。

お時間がないので、もう少し進めさせていただきすけれども、赤澤さん、前回のテーマでやったんですが、行政、それから各企業ともに3R推進に向けて頑張っちはいらっしやるんですけども、どうなんですかね。横のつながりというのは、まだまだ何か課題がありますか。

【赤澤】横というのは？

【木場】企業と行政がもう少し協働してという、今、地域の方の話は出たんですけど。

【赤澤】先ほど、太田さんと同じように、出向いて話しして体験するみたいな、そういったところかなという感じがしますね。みずから自分らが発信していくというんですか、いろんなところに発信していくことによって、返ってくる意見、言葉、それが気づきなり次のステップのテーマになっていくんだろうなという感じがします。

【木場】ありがとうございます。太田さんは、行政、企業、地域の市民、このあたりの関係性の理想型というか、もっとこうあればいいというのはありますか。

【太田】そうですね、ですから、最近、自分の会社で聞くシェアードバリューってどうなのかなというのは、よくわかると言っちゃ失礼ですけど、本業を通じて何ができるのか、逆に何ができないのかというのがわかるようになってきました。私たち、たかだか飲み物の会社ですから、先ほど、ブランドの約束みたいなお話をちょっと差し上げましたけど、飲み物を進化させることでもってみんなの日常を新しくしていくみたいな、飲み物のイノベーション、イノベーションもそんなにでかいものじゃなくてよくて、買うだけで、飲むだけでみたいなものなんですけど、飲み物の会社だから限界があります。

ということは、やっぱり、縦でもって行政とかNPOさんと企業が組むのもいいんですけど、企業が幾つかで組んだりとかすると、もしかしたらもっと広いエリアの社会課題の解決につながるができるのかもしれないなんていうことは最近思うようになっていきます。

【木場】ありがとうございます。

さあ、今回のテーマ3で、「CSVを後押しする地域市民の役割」というところですが、お二方の意見を伺って、先生、どうでしょうか。

【米倉】いいと思います。ただ、僕、今言われたストーリーをつくるって本当に大事なんですけど、それは要望を吸い上げることではないと思うんですよね。やっぱりバリューをつくるんですから、一人ではできないんですよ。会社がバリューをつくれたからどうぞというのもおかしいし、向こうが望んでいるからそれに応えましたじゃない。やっぱりともにつくるしかあり得ないと思うんですよね、共有で。

僕、竹中平蔵さんと話して、いいことを言ったなと思ったのは、「米倉君、政治が国民のレベルを超えることはないんだよ」と。ということは、今の政治は我々のレベルなんです。あれがもっとレベルを高くしてほしいというのは、我々がレベルを上げるしかないんですよね。同じように、CSVをつくるとか3Rを推進するというのは、我々のレベルを超えることはないんですよ。

ですから、地域社会に行き行ってやるというのは大事なんですけれども、やっぱり、これ、あれだよなと。だから、さっきの話じゃないけど、別にいいんですけど、このディズニーのついた紅茶と、1リットル買ったらアフリカに10リットル水が送られるボルヴィック、同じ値段でどっちを買うと。こっちは水で、こっちはおいしいかもしれないけど、どっちを買うといたとき

に、子供たちが、「それはボルヴィックを買うさ」というのが、実はやらなきゃいけない仕事なんですよ。

同じようなことでいえば、リデュースするって実は面倒くさいことだよと、ガムを一枚一枚包むということはある得なくなるんだよと。でも、それはやるさよ。だって、自分たちの国、自分たちの地域なんだからという、実はバリューをつくるプロセスなんですよ。だから、そこがこれからほんとうに我々が取り組んでいかなきゃならないフロンティアで、実は、ずっと我々はどういうものをつくってきたかという、便利なものをつくってきたんですよ。これからは残念なことに不便なものをたくさんつくっていかなきゃならないし、不便なことにお金を払ってもらおうという社会をつくらなきゃいけないので、これはまさにクリエイティング・シェアードバリューですよ。つくるんですから、空から降ってくるわけじゃなくて。そのプロセスをやるときに、地域市民と一緒にやるってものすごく大事だなと思って。そのストーリーをみんなが語り始めると、これ、我々はすごくいい国じゃない、日本っていい国だよなということ、このバリューはそのまま世界中に広がっていくんですよ。

僕、この間、ほんとうにうれしかったのは、アフリカのプレトリア大学の学生を連れてきて歩いたときに、大阪は知らないんですけど、東京の地下鉄に乗ったときに、僕もすっかり気がつかないんですけど、彼らが、「先生、ごみがない」と言うんですね。「ごみ、ごみ、あれ？」と言うわけ。僕も見てみたら、つい10年ぐらい前は、たばこの吸殻はあったし、ガムもあつたけど、今、東京の地下鉄、ほんとうにごみがないんですよ。

【木場】ごみ箱もないですよ、なかなかね。それ困るんだけど。持って帰らなきゃいけない。

【米倉】うん、ごみ箱もない。そうそう。すごいと言われたときに、我々が知らない間にすごく進化しているし、いい国になってるなと。ところが、まだこれはアメリカの消費社会では超えられてない壁。だけど、ヨーロッパはちょっと先に進んでいる部分もあるんですよ。

これからアジアが一番近い我々が提供しなきゃいけない価値って、ほんとうに実はこのフロンティアがあって、さあ、これをつくっていくぞと。でも、そのことは絶対に未来につながると、これがビジョンなんですよ。根拠があるのかと言われると、ビジョンに根拠は要らないと。みんな頑張ると、3RとCSVでも何でもいいんですけど、我々がつくり上げたストーリー

を世界に展開していく、そんなことが大事なような気がしましたね。

【木場】 易しいからじゃなくて、難しいことを選ぶんですね、先生。

【米倉】 だから、これは買わない。これは買う。

【木場】 一言、太田さん、もらいましょうか。随分ディズニーへの……。

【太田】 そうですね。担当者として、多分2つあるのかな。今の先生の話と同じですけども、クリエイティング・シェアードバリュー、やっぱりなかなか理解されずづらいので、スモールインは必要だよなという気がします。なので、例えば氷結和梨みたいなものをつくったりすると、社員は、あっ、こういうものがうちの会社の目指しているものだよなと。全部これになったらそれはさすがによいのですが、なかなかそういうふうにはいきません。

ですので、こういう小さな成功を積み重ねていくと、それが束になったときにキリンがやりたいことというのがわかるのかと。ところが、束というか、机の上で考えると、ほんとうはだから方針とか戦略でもってこれをやりますというふうに言えと言われるんですが、例えば、ネスレとかはCSVだというふうに、事業自体がそうだとはいっていますが、なるまでにやっぱり10年ぐらいかかっている、長いスパンの中ではやっぱり小さな成功も必要ですし、最後、長期でもっていかなきゃならないところもあるし、両方やらなきゃならないのかなというのは、非常にジレンマではありますが、あるかなと思いますね。

【木場】 じゃ、これは買います。ありがとうございました。

赤澤さん、何か言い残したことがあれば、もうそろそろ……。

【赤澤】 ああ、そうですか。じゃ、ちょっと遺品整理の話に戻しますが、4年前にスタートするときに、社員から、どうしてするんですかという話があったんです。いや、困っている人がいる、我々のリソースが提供できる、そこに庭があいているような気がするというような形でスタートしたんですね。成功するんですかと聞かれたときに、いや、きっと成功すると思うよと。全然疑いはなかったですね。そのときに、それをぶれずに進んでいくということ。

先ほどもおっしゃるとおり、簡単どころじゃなくて、困難なところからまずスタートすることによって乗り越えるべきものがたくさんあると、そういったところに取り組むことによって組織はステージがどんど

ん上がっていくんだろうな、そのステージを上がっていくことを目指していくというのがすごく大事なことになるだろうなと思います。

そして、4年前にスタートした事業なんですが、それなりの形になってきて、今、グループ内でも、じゃ、既存事業じゃない、何か新しい事業も自分たちでできるよね、自分たちには自分たちで要するにできるよねという意識が芽生えつつあると。それがおそらく大事なことですし、常にそういったことに取り組む姿勢、取り組んでいくことをビジョンとしてやっていくということで、社会課題みたいなものがだんだん解決していくんだろうなという気持ちがありました。

【木場】 先ほどおっしゃっていた太田さんの小さな成功体験というのは非常に大きな自信となって、次の事業展開に結びつくということでございますね。ありがとうございます。

さて、そろそろお時間になってまいりました。5分以上オーバーしないように厳しく言われておりますので、ここで、皆さんに一言ずつ会場の皆さんにメッセージをいただいて終了したいと思うんですが、赤澤さんは今話されたので、じゃ、太田さんからでもいいですか。お願いします。

【太田】 きょうお話した中で、1つ大切なことがあるかなと思っています。私たち、47都道府県で事業を展開して、8つの工場があったりという形なんですが、先ほどもちょっとお話ししたとおり、その地域の中で不可欠な会社になっていかないと事業が継続していかんということじゃないのかなと思います。

ということは、やっぱりその地域の中でステークホルダーの人たちとほんとうに真摯に向き合って、何がその関心事なのか、難しい言葉で言ったら、何が地域の社会的な課題なのかということにも向き合えるようなことがあれば、わかりませんが、例えば地産地消のものをもうちょっと売りたいとか、それを全国に売りたいのだから、もうちょっと飲み物でもってこういうソサエティをつくりたいのだからということがあって、それにお応えすることができれば、きっと会社としての本業を通しての継続性というのが続いていく可能性が高いのじゃないかなと思っています。

ですので、いろいろご批判もあろうかと思いますが、キリンはキリンらしいとか、キリンならではのものをやっぱりずっとやっていきたい。そうじゃないと何の会社かわからなくなっちゃうよねというようにことじゃないのかなと思いますので、やっぱりステークホルダーの方たちとどういうふうに関係してい

くのか、しかも地域で接していくのかというのが非常に大切なことじゃないのかなと思います。

【木場】 どうもありがとうございます。

では、赤澤さん、業界を代表しまして。

【赤澤】 そうですね、業界としてちょっとお話しします。

業界としては、まだCSVという概念は学習段階で、議論の途中だということなんです。ただ、実は、協会とかそこに加盟している会員企業さんは、非常に多くの社会貢献事業を取り組んでおられるというのは実態としてあります。一例を申し上げますと、協会を通じて、多くの会員企業が大学生のインターンを受け入れています。インターンシップが単位となっている大学の担当者さんは、学生のために受け入れ先企業を探すのに非常に苦労していると。他の業界に比べて、産廃業界は非常に多くのインターン生を受け入れてくれている、これほど積極的だとは知らなかったと知ってくれるんですね。ほんとうにありがたいと言っています。

ただ、こういった情報、個々の会社さんは受け入れたということは大したことないように思っているんですが、でも、実は非常に役に立っている。社会貢献としてもあるわけですし、そういった情報を個々でまた発信するには限界があると思うので、やはり協会という大きな枠組みの窓口としてそういったことをどんどん発信していくことが、それがステークホルダーとの信頼につながっていくと。また、少しずつやりとりしながら次のステップに入っていくんだと思います。そういったことの積み重ね、大したことではないかもしれませんが、多分こういった積み重ねがCSVに近づく一歩じゃないのかなと思っています。

【木場】 確かにインターンシップを受け入れるということは大変ありがたいと思いますね。どうもありがとうございました。

では、最後に米倉先生、一言お願いいたします。

【米倉】 先ほども言ったんですけど、CSVというのが我々のレベルを超えることはないんですよ。ですから、日本でCSVが低いということは我々のレベルが低いということで、3Rを推進することも実は我々にある意味不便を強いることになるし、それを我々が受けとめなければいけない。でも、これが実は次のフロンティアなんですよ。

僕、キリンさんに全然敵がい心もないし、僕はビールの中で一番キリンが好きなんですけど、これが並んでいたときに、日本人はいくらディズニーがついてい

てもこれを買うよね、いくらこっちが安くてもこれを買うよね、これが我々のレベルなんだと思うんですよ。ですから、キリンがこういういいことをやった。でも、やっぱりディズニーがついているほうが売れるよねといったら、これ変わらないですよ。そうすると、キリンの問題ではなくて実は我々の問題だと。これは全てのところに言えると思いますね。ですから、厳しいいろんな不便を我々が我慢する、でも、その先に実は21世紀があるんだということをきょうは痛感しました。ありがとうございました。

【木場】 どうもありがとうございます。先生のお話を伺っていると、どちらを選ぶんだという価値観を何となくキリンさんに私たち試されているような、そんな気がしてきました。

さて、お時間になってまいりました。まとめのほうは私のほうは割愛いたしますが、今後の話をちょっとさせていただきましても、来年、3回目は、やはり地域市民に焦点を当てて皆様とともに考えていきたいと思っているんですね。地域市民の意識改革という点では、私も含め、まだまだこの3Rの重要性というのを認識が足りないなという感じもいたします。私も今回のお仕事で少し勉強させていただいて、やっぱり物がつくられて売られて、私たちが使って捨てられると。その先のことまであまり思いを馳せていなかったなという反省を持っております。

これは、私も小学生の皆さんと同じような衝撃というか、感動を覚えたところでございますけれども、私たちの社会というのは廃棄物が適正に処理されなければ、生活を環境を保全していくことも、また公衆衛生の向上も図ることができないわけで、そういう意味では、ほんとうに電気やガスのようなインフラと同じライフラインであるということでございますね。そういうことを十分に来年は住民の皆さんに理解していただくためにはどうしたらいいかということ、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

ということで、お時間になりました。以上をもちまして、90分にわたって皆さんとともに、「共有価値の創造に向けた企業の挑戦（チャレンジ）」について話し合っただけでございます。どうも最後までご清聴いただきましてありがとうございました。

お三方に大きな拍手をお送りください。(拍手)

開催決定!!

第3回 地球環境保全のための 3R推進フォーラム

と き：平成27年12月4日(金)

ところ：阪急うめだホール(阪急百貨店うめだ本店9階)

行政情報

基 発 1118 第 6 号

平成 26 年 11 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について

厚生労働省では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務及び事故由来廃棄物等の処分業務（以下「除染等業務等」という。）に従事する労働者の放射線障害を防止するため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号、以下「除染電離則」という。）及び「電離放射線障害防止規則」（昭和 47 年労働省令第 41 号、以下「電離則」という。）等を施行するとともに、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号）、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 24 年 6 月 15 日付け基発第 0615 第 6 号）及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 6 号）を定め、その適切な実施を指導しているところである。

今般、土壌等の放射能濃度の簡易測定に関する係数の更新等について、下記のとおりガイドラインを改正したので、各労働局におかれては、下記の事項に留意の上、関係事業者、都道府県及び市町村に対し周知徹底を図り、除染等業務等における放射線障害防止対策の的確な推進を図られたい。

なお、環境省官房長、水・大気環境局長、国土交通省総合政策局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、復興庁統括官及び内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐に対して別添 4 のとおり、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟及び静岡の各知事に対して別添 5 のとおり、関係事業者団体に対して別添 6 のとおり要請したので、了知されたい。

記

1 改正の内容

- (1) 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の第 7 の 3 を別添 1 の 1 のとおり、別紙 6-1 の表 1 を別添 2 のとおり、別紙 6-2 を別添 3 のとおり改めること。
- (2) 「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の第 6 の 2 を別添 1 の 2 のとおり改めること。
- (3) 「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の第 9 の 3 を別添 1 の 3 のとおり、別紙 1-1 の表 1 を別添 2 のとおり改めること。

ADMINISTRATION INFORMATION

別添1

- 1 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの第7の3を以下のとおり改める。

「3 健康診断の結果についての事後措置等

- (1) 除染等事業者は、1又は2の健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づく医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行うこと。

ア 健康診断が行われた日から3月以内に行うこと

イ 聴取した医師の意見を個人票に記載すること。

- (2) 除染等事業者は、健康診断を受けた除染等業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知すること。

- (3) 除染等事業者は、1の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、「除染等電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出すること。

- (4) 除染等事業者は、健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。」

- 2 特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの第6の2を以下のとおり改める。

「2 健康診断の結果についての事後措置等

- (1) 特定線量事業者は、1の健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づく医師からの意見聴取を、次に定めるところにより行うこと。

ア 健康診断が行われた日から3月以内に行うこと

イ 聴取した医師の意見を個人票に記載すること。

- (2) 特定線量事業者は、1の健康診断を受けた特定線量下業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知すること。

- (3) 特定線量事業者は、1の健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。」

- 3 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの第9の3を以下のとおり改める。

「3 健康診断の結果についての事後措置等

行政情報

- (1) 処分事業者は、1又は2の健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づく医師からの意見聴取について、次に定めるところにより行うこと。
 - ア 健康診断が行われた日から3月以内に行うこと
 - イ 聴取した医師の意見を電離放射線健康診断個人票又は健康診断個人票に記載すること
- (2) 処分事業者は、健康診断を受けた事故由来廃棄物等処分業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知すること。
- (3) 処分事業者は、1の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、「電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出すること。
- (4) 処分事業者は、健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。

ADMINISTRATION INFORMATION

別添2

表1 除去物収納物の種類および測定日に応じた係数 X

測定日	係数 X				
	V5 容器	上のう袋	フレコン	200 ^{リットル} ドラム缶	2Lホリビン
平成26年10月 以内	3.7E+04	8.3E+05	1.1E+07	2.9E+06	1.1E+05
平成27年01月 以内	3.8E+04	8.5E+05	1.1E+07	2.9E+06	1.1E+05
平成27年04月 以内	3.8E+04	8.6E+05	1.1E+07	3.0E+06	1.1E+05
平成27年07月 以内	3.9E+04	8.8E+05	1.2E+07	3.0E+06	1.1E+05
平成27年10月 以内	3.9E+04	8.9E+05	1.2E+07	3.1E+06	1.1E+05
平成28年01月 以内	4.0E+04	9.0E+05	1.2E+07	3.1E+06	1.2E+05
平成28年04月 以内	4.0E+04	9.1E+05	1.2E+07	3.2E+06	1.2E+05
平成28年07月 以内	4.1E+04	9.3E+05	1.2E+07	3.2E+06	1.2E+05
平成28年10月 以内	4.2E+04	9.4E+05	1.2E+07	3.3E+06	1.2E+05
平成29年01月 以内	4.2E+04	9.5E+05	1.3E+07	3.3E+06	1.2E+05
平成29年04月 以内	4.3E+04	9.6E+05	1.3E+07	3.3E+06	1.2E+05
平成29年07月 以内	4.3E+04	9.7E+05	1.3E+07	3.4E+06	1.2E+05
平成29年10月 以内	4.3E+04	9.8E+05	1.3E+07	3.4E+06	1.3E+05
平成30年01月 以内	4.4E+04	9.9E+05	1.3E+07	3.5E+06	1.3E+05

行政情報

別添3

別紙6-2 農地土壌の放射能濃度の簡易測定手順

1 地表面から1mの高さの平均空間線量率から、農地土壌におけるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が1万Bq/kgを下回っていることの判別方法

- 1) 作業の開始前にあらかじめ作業場所の平均空間線量率 A ($\mu\text{Sv/h}$) を測定する。(測定方法は別紙5による。)
- 2) 農地の種類、土の種類(※1)から、以下の表により推定式を選択する。
- 3) 測定された値 A ($\mu\text{Sv/h}$) を2)で選択した推定式に代入して農地土壌(15cm深)における放射性セシウム濃度を推定する。

$$\text{空間線量率 } A \text{ (} \mu\text{Sv/h) } \times \text{ 係数 } X - \text{ 係数 } Y \\ = \text{ Cs-137 及び Cs-134 の放射能濃度の合計 (Bq/kg)}$$

(例)「その他の地域」の「田(黒ボク土)」で平均空間線量率 $0.2 \mu\text{Sv/h}$ の場合の放射性セシウム濃度(推定式Cを使用)(※2)

$$0.2 \times \underline{6,260} - \underline{327} = \underline{925} \text{ Bq/kg (推定値)}$$

(表1) 推定式の選択表

地域	農地の種類	土の種類	推定式	係数 X	係数 Y
避難指示区域	未除染農地		A	<u>4,010</u>	0
	除染農地(※3)		B	<u>3,590</u>	0
その他の地域	田	黒ボク土	C	<u>6,260</u>	<u>327</u>
		非黒ボク土	D	<u>5,040</u>	<u>148</u>
	畑	黒ボク土	E	<u>4,720</u>	<u>185</u>
		非黒ボク土	F	<u>3,960</u>	<u>135</u>
	樹園地・牧草地		G	<u>3,060</u>	0

(※1) 農地の土壌が黒ボク土かどうかは(独)農業環境技術研究所の土壌情報閲覧システム HP 中の土壌図で確認できる。【URL:http://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/】

(※2) 時間の経過に伴い、減衰による換算係数の変動が生じるため、今後この変動が無視できないほど大きくなる前に推定式を見直す予定。

(※3) 深耕、表土はぎ取りを行った農地

ADMINISTRATION INFORMATION

(表2) 避難指示区域の未除染農地における放射性セシウム濃度と平均空間線量率の早見表

空間線量率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	空間線量率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)	空間線量率 (μ Sv/h)	Cs 濃度 (Bq/kg)
0.1	<u>401</u>	1.1	<u>4,411</u>	2.1	<u>8,421</u>
0.2	<u>802</u>	1.2	<u>4,812</u>	2.2	<u>8,822</u>
0.3	<u>1,203</u>	1.3	<u>5,213</u>	2.3	<u>9,223</u>
0.4	<u>1,604</u>	1.4	<u>5,614</u>	2.4	<u>9,624</u>
0.5	<u>2,005</u>	1.5	<u>6,015</u>	2.5	<u>10,025</u>
0.6	<u>2,406</u>	1.6	<u>6,416</u>	2.6	<u>10,426</u>
0.7	<u>2,807</u>	1.7	<u>6,817</u>	2.7	<u>10,827</u>
0.8	<u>3,208</u>	1.8	<u>7,218</u>	2.8	<u>11,228</u>
0.9	<u>3,609</u>	1.9	<u>7,619</u>	2.9	<u>11,629</u>
1.0	<u>4,010</u>	2.0	<u>8,020</u>	3.0	<u>12,030</u>

行政情報

基発 1203 第 5 号
平成 26 年 12 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、これまでに 2-アミノ-4-クロロフェノール等 29 物質が定められ、これらの物質に係る指針（平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号。以下「指針公示第 23 号」という。）が公表されている。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 288 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）により、ジメチルー 2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）を始めとする 11 物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第 23 号においても法令により規制の対象とされなかった業務について所要の措置を講じる必要が生じたため、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」（平成 26 年 10 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 25 号）を別添 1 のとおり策定し、同日付け官報に公示したところである。これにより指針公示第 23 号が別添 2 の新旧対照表のとおり改正され、改正後の指針公示第 23 号（以下「改正指針」という。）は別添 3 のとおりである。

については、下記事項に留意の上、化学物質による健康障害を防止するために、各都道府県労働局労働基準部健康主務課において改正指針を閲覧に供する（指針が厚生労働省ウェブサイトに掲載されている旨を知らせることを含む。）とともに事業者及び関係事業者団体等に対してその周知を図り、各事業場においてこれらの化学物質による健康障害の防止対策が適切に行われるよう指導されたい。

また、主要な関係事業者団体に対しては、別添 4 により、改正指針の周知を図るよう要請したので了知されたい。

なお、従来発出した指針の施行通達においては、指針の全般的事項及び改正事項の両方を示してきたところであるが、本通達以降、指針の改正に当たっては改正事項のみを示すこととし、指針の全般的事項についてはこれまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出することとしたので、併せて了知されたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

記

第1 改正指針に追加された対象物質等及びそれらに係る改正指針に基づき講ずべき措置に関する留意事項

改正指針の対象物質は、これまで厚生労働大臣により指針が定められていた2-アミノ-4-クロロフェノール等29物質に加え、法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として追加された以下の5物質（カッコ内はCAS登録番号を示す。以下これらを「DDVPほか4物質」という。）である。

- ・ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）(62-73-7)
- ・スチレン (100-42-5)
- ・1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）(79-34-5)
- ・トリクロロエチレン (79-01-6)
- ・メチルイソブチルケトン (108-10-1)

これらの物質に適用される措置は、改正指針3（3）、4（2）、5、6及び7（1）であり、以下の点について留意が必要である。

(1) 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について（改正指針7関係）

DDVPほか4物質に係る危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付は、法により義務とされていることから、改正指針7（1）に示した措置を講ずること。

(2) その他

DDVPほか4物質について、物理化学的性質等の情報を取りまとめ、別紙1のとおり参考資料として示したこと。

第2 クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン及びテトラクロロエチレン（以下「クロロホルムほか5物質」という。）に係る措置内容の変更

クロロホルムほか5物質については指針公示第23号の対象であったが、クロロホルムほか5物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。）が特化則の対象となったところである。

これを受け、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、クロロホルム等有機溶剤業務については、改正指針に規定する措置のうち、「3 対象物質へのばく露を低減するための措置について」、「4 作業環境測定について」、「5 労働衛生教育について」及び「6 労働者の把握について」の適用対象から除外したこと。

第3 作業環境測定に関する参考資料

改正指針により指針の対象に追加されたDDVPほか4物質に関する作業環境測定の方法及び測定結果の評価に用いる指標（管理濃度等）については、関係者の利便性の向上のため、DDVPほか4物質を含めた全ての指針対象物質について取りまとめた上で、別途発出する予定の指針の全般的事項について示す通達に参考資料として示すこととしたこと。

行政情報

第4 関係通達の改正

1 指針の施行通達関係

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について（平成23年10月28日付け基発1028第4号）の一部改正

「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示」（平成26年厚生労働省告示第377号）により、1、2-ジクロロフロハンに係る試料採取方法及び管理濃度が改正されたこと等から、参考情報5を別紙2のように改正することとしたこと。

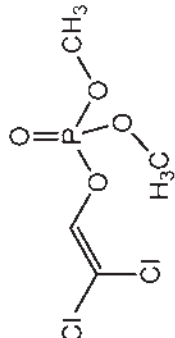
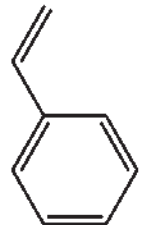
2 屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン関係

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の別表第2を別紙3のとおり改正することとしたこと。

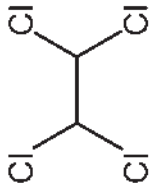
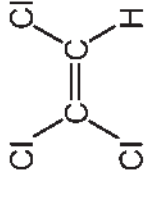
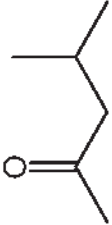
ADMINISTRATION INFORMATION

別紙 1

指針対象物質の基本情報

物質の名称 (CAS No.)	発がん性、その他の有害性 (GHS 区分 1 のもの)	性状	用途の例
ジメチル-2,2-ジクロロピロピニルホスフェイト (DDVP) (62-73-7) 	発がん性： IARC 2B 発がん性： その他の有害性 (GHS 区分 1 のもの) その他： 急性毒性(吸入：蒸気)、皮膚感作性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 神経系 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 神経系・肝臓	特徴的な臭気のある無色～琥珀色の液体 (沸点 140℃、蒸気圧: 1.6Pa (20℃))	家庭用殺虫剤または文化財燻蒸剤
スチレン (100-42-5) 	発がん性： IARC 2B その他： 生殖毒性 (1B)、吸引性呼吸器有害性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 中枢神経系 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 呼吸器・肝臓・神経系・血液系	無色～黄色の液体 (沸点 145℃、蒸気圧: 0.7kPa (20℃))	合成原料 (ポリスチレン樹脂、ABS樹脂、合成ゴム、不飽和ポリエステル樹脂、塗料樹脂、イオン交換樹脂、化粧品原料)

行政情報

物質の名称 (CAS No.)	主な有害性 発がん性、その他の有害性 (GHS 区分 1 のもの)	性状	用途の例
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5) 	発がん性: IARC 2B その他: 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 中枢神経系・肝臓 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 肝臓・中枢神経系	クロロホルムに似た臭気のある液体 (沸点 146.5°C、蒸気圧 0.6kPa (25°C))	溶剤
トリクロロエチレン (79-01-6) 	発がん性: IARC 1、GHS 発がん性区分 1B その他: 生殖毒性 (1B) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体 (沸点 87°C、蒸気圧 7.8kPa (20°C))	代替フロン合成原料、 脱脂洗浄剤、工業用溶剤、試薬
メチルイソブチルケトン (108-10-1) 	発がん性: IARC 2B その他: 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 神経系	特徴的な臭気のある無色の液体 (沸点 117~118°C、蒸気圧 2.1kPa (20°C))	硝酸セルロース及び合成樹脂、磁気テープ、ラッカー溶剤、石油製品の脱ロウ溶剤、脱脂油、製薬工業、電気メッキ工業、ビニリン、ペニシリン抽出剤

※IARC (国際がん研究機関) 発がん性分類

1: ヒトに対して発がん性を示す 2B: ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

ADMINISTRATION INFORMATION

別紙 2

<平成 23 年 10 月 28 日付け基発 1028 第 4 号の参考情報 5 の改正版 (改正箇所は下線部) >

1,2-ジクロロプロパンの基本情報

構造式	$\text{CH}_2\text{Cl}-\text{CHCl}-\text{CH}_3$	
別名	二塩化プロピレン	
CAS No.	78-87-5	
物理化学的性質	分子量	112.99
	比重	1.1559
	融点	-100.4°C
	沸点	96.4°C
	蒸気圧 (25°C)	53.3mmHg
	溶解性 (水・25°C)	2.8g/L
	分配係数 (logPow)	1.98
	引火点	16°C (密閉式)
	常温での性状	無色の液体であり、特徴的な臭気(クロロホルム臭)がある。 常温(20°C)で液体であるが、沸点が低く、蒸気圧も非常に高いため、蒸発したガスを吸入しないよう、注意が必要である。 また、脂溶性が比較的高い物質であるため、体内に蓄積し、慢性的健康障害を発現する懸念がある。
生産量	-	
用途	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び四塩化炭素の原料、金属洗浄溶剤、石油精製用触媒の活性化剤	
労働安全衛生法による規制の現状	施行令第18条(名称等を表示すべき危険物及び有害物) 施行令第18条の2(SDS対象物質) 施行令別表第3(特定化学物質・第二类物質) 特定化学物質障害予防規則(特別有機溶剤等、特別管理物質)	
がん原性評価	IARC : 1 (carcinogenic to humans) 日本産業衛生学会 : 第2群A (ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質であって、証拠がより十分な物質) ACGIH : A4 (Not classifiable as a human carcinogen)	
国が実施したがん原性試験等の結果概要(吸入)	ラットでは、雄雌に鼻腔腫瘍の発生増加が認められ、がん原性を示す証拠であると考えられた。 マウスでは、雄にハーダー腺の腺腫の発生増加が認められ、雄に対するがん原性を示唆する証拠であると考えられた。また、雌に細気管支-肺胞上皮がんを含む肺腫瘍の発生増加が認められ、雌に対するがん原性を示す証拠であると考えられた。	
変異原性の有無、強さ	日本バイオアッセイ研究センターで実施した変異原性試験では、微生物を用いた試験で代謝活性化のある場合及びない場合とも、使用した全ての菌株で陰性を示した。 文献によると、微生物を用いた試験(代謝活性化のある場合及びない場合とも)、培養細胞を用いた染色体異常試験と姉妹染色分体交換試験、マウスリンフォーマ試験で陽性の結果が報告されている。	
その他の主要な有害性	① ヒトへの影響では、皮膚に刺激を有し、眼に対して、回復性のある中等度の刺激性を有する。また皮膚感受性が認められる。 ② 単回ばく露で、ショック、心血管系への障害が認められて死亡、解剖所見では肝臓の壊死、腎臓への急性影響、腎尿細管壊死、中枢神経系抑制に起因すると考えられる疲労感の事例がある。 ③ 反復ばく露では、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の機能障害の事例がある。	
ばく露限界	管理濃度 : 1ppm ACGIH : 10 ppm (TLV-TWA)、日本産業衛生学会 : 1 ppm	
資料出所	「労働安全衛生法有害性調査制度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集 補遺 2 版」(社)日本化学物質安全・情報センター (2000)	

行政情報

別紙3

別表第2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1 2-アミノ-4-クロロフェノール	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
2 アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせたろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法
3 2,3-エポキシ-1-プロパノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
4 塩化アリル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5 オルト-フェニレンジアミン及びその塩	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
6 キノリン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
7 1-クロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
8 クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
9 酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10 四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

ADMINISTRATION INFORMATION

		は、ガスクロマトグラフ分析方法
11 1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
12 1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
13 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
14 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
15 1, 2-ジクロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
16 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
17 N, N-ジメチルアセトアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
18 ジメチル 2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
19 N, N-ジメチルホルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
20 スチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
21 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名)	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法

行政情報

四塩化アセチレン)		2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2.2 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2.3 1, 1, 1-トリクロロエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2.4 トリクロロエチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2.5 ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2.6 パラジクロロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2.7 パラニトロアニソール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2.8 パラニトロクロロベンゼン	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2.9 ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
3.0 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

ADMINISTRATION INFORMATION

		法
3.1 2-ブテナール	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
3.2 1-ブロモ-3-クロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
3.3 1-プロモブタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ質量分析方法
3.4 メチルイソブチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

別添4は省略

行政情報



Japan Environmental Storage & Safety Corporation
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

News Release

平成 26 年 12 月 24 日

社名及び組織体制の変更について

本日、「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」が施行されました。

これにより、当社の社名は「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」になるとともに、当社の事業に、国等の委託を受けて行う中間貯蔵に係る事業を追加することとなりました。

また、これに併せて、当社の定款及び事業計画の変更について環境大臣の認可を受けるとともに、中間貯蔵に係る事業を実施するための体制を整えました。

一方、当社が従前より実施している PCB 廃棄物処理事業については、下記 3 に示すように本社の 2 つの部および全国 5 つの事業所の名称を変更した上で、今回の法改正後も変わることなく、安全を第一に従前と同じ 5 つの事業所において推進していきます。

記

1. 法律及び定款に基づく社名等の変更

会社名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更しました。

また、英文では「Japan Environmental Storage & Safety Corporation」とし、略称の「J E S C O」はこれまでどおりです。

2. 中間貯蔵に係る事業を実施するための体制

中間貯蔵に係る事業を推進するために、本日付で本社に「中間貯蔵事業部」を設け、福島県いわき市に「中間貯蔵管理センター」を設置し、中間貯蔵に係る事業を実施するための体制を整えました。

中間貯蔵管理センターの所在地は下記のとおりです。

〒970-8026

福島県いわき市平字大町 7 - 1 平セントラルビル 4 階

TEL 0246-23-8915

当社では今後、国等の委託を受けて中間貯蔵に係る事業を行い、福島県の復興に尽力してまいります。

ADMINISTRATION INFORMATION

3. P C B 廃棄物処理を担当している部及び事業所の名称変更

本社における P C B 処理担当部及び事業所の名称を下記のとおり変更します。

表 変更前後の部及び事業所の名称

変 更 前	変 更 後
事業部	P C B 処理事業部
営業部	P C B 処理営業部
北九州事業所	北九州 P C B 処理事業所
豊田事業所	豊田 P C B 処理事業所
東京事業所	東京 P C B 処理事業所
大阪事業所	大阪 P C B 処理事業所
北海道事業所	北海道 P C B 処理事業所

※名称が変更しただけであり、住所、連絡先及び業務範囲には一切変更はありません。

※管理部は、両事業にまたがる事務を行うため、名称を変更いたしません。

4. 当社ホームページのリニューアル

本日付で行った上記の変更等に基づき、当社ホームページもリニューアルしました。変更後の定款や事業計画を掲載したほか、トップページから中間貯蔵事業に関する情報も閲覧していただけます。

URL も今までどおりですので、引き続きご活用をお願いいたします。

<http://www.jesconet.co.jp>

以上

<連絡先>

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

管理部経営企画課 広報室 渡辺、小宮

T E L : 03-5765-1909

F A X : 03-5765-1938

e-mail : jesco@jesconet.co.jp

行政情報

環産発第 1501051 号
平成 27 年 1 月 5 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、日頃より御尽力いただいているところである。

さて、今般、その大きさや重量等の要因から、設置又は保管された場所からの搬出が困難な微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等（以下「微量 PCB 汚染廃電気機器等」という。）が存在することに鑑み、当該微量 PCB 汚染廃電気機器等が設置又は保管された場所において、あらかじめ運搬可能な大きさまで解体又は切断する作業を安全かつ適正に行うための方法及び留意事項として、「搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法」を別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等が本書にのっって解体・切断され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく無害化処理認定を受けた事業者等に適正に搬入されるよう、関係者への周知、指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別添は省略

ADMINISTRATION INFORMATION

「搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における 解体・切断方法」の概要

1. 本書の位置付け

本書は、微量 PCB 汚染廃電気機器等のうち、発生場所や保管場所からの搬出・運搬が困難である大型機器について、その搬出・運搬に当たって行われる解体・切断作業における留意事項を、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成 25 年 6 月 環境省）を補完するものとして、示すものである。

2. 主な内容

(1) 基本方針

- 本書は、大きさや重量等の要因から、設置又は保管された場所からの搬出が困難な大型の変圧器等を保管する事業者が、これを予め運搬可能な大きさまで解体又は切断する作業を自らの責任の下に行う場合に適用する。
- 作業実施に当たっては、微量 PCB 汚染廃電気機器等の構造や取扱等に関する知識・経験を有する者の協力を得つつ、最適な方法を総合的に判断した上で実施する。
- 作業は、まずは、抜油及び付属品の取外し解体を行い、それでもなお、搬出が困難な場合には、搬出可能な大きさ又は重量になるよう、筐体や内部構造物を切断する。
- 作業に伴う微量 PCB 汚染絶縁油の飛散・流出、可燃物への着火、粉じん・騒音の発生、ダイオキシン類等の発生といった安全管理上のリスクに対して適切な措置を講ずるための作業手順等を計画の上、実施するとともに、当該リスクが大きいと考えられる場合には、事前に関係自治体に必要な情報を連絡する。
- 微量 PCB 汚染絶縁油の濃度が 50mg/kg を超える機器を切断する場合は、作業場所の空気中の PCB 濃度のモニタリングを行うことを検討する。

(2) 大型変圧器の構造

大型変圧器の標準的な付属品及びコア構造物の例を図解するとともに、ブッシングなど別系統の絶縁油が封入されている付属品があることを注意喚起。

(3) 解体・切断作業の選定

基本方針に基づいた、解体・切断作業の選定フローの例を明示。

(4) 解体・切断作業の工程及び工程ごとの作業内容の詳細

解体・切断作業の全工程の例を明示するとともに、このうち、付属品取外し解体方法並びに筐体、付属品及びコアの切断方法の事前確認、準備、作業方法及び留意事項を明示。

行政情報

事務連絡

平成27年2月17日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の 周知の協力について（依頼）

H頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正法である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）が平成25年6月に公布され、平成27年4月1日に施行されることとなりました。本法の改正によって、業務用エアコンディショナー等の業務用冷凍空調機器の所有者、使用者等（以下「管理者」という。）について、機器の点検等の製品管理に係る基準の遵守、フロン類の算定漏えい量の報告（一定量以上の漏えいがある場合）等の義務が新たに適用されることとなりました（なお、管理者の新たな取り組むべき措置の詳細については、別紙2をご参照下さい。）。

このため、貴連合会におかれましても、会員企業等に対して、本事務連絡及び別紙の内容について広く周知をお願いいたします。

<添付資料>

- ・別紙1 フロン排出抑制法の概要
- ・別紙2 管理者が取り組む措置

別紙1は省略

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

電話：03-3581-3351（内線6895）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

ADMINISTRATION INFORMATION

別紙2

第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について
—フロン類の漏えい防止対策が必要です—

■第一種特定製品とは

①業務用のエアコンディショナー¹及び②業務用の冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの。

■管理者とは

原則として、当該製品の所有権を有する者（所有者）が管理者となります。

ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。

なお、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行った者が管理者に当たります。

【管理者の具体例】

上述のとおり、業務用のエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器を所有する事業者は、基本的に全て、管理者となります。したがって、管理者となりうる者の具体例としては、事業所や自社ビル等を所有する全ての業種の事業者（独立行政法人等の団体・機関を含む）、医療関係（病院、介護施設等）、学校関係、飲食業関係、農林水産業関係（食品工場漁船等）、宿泊関係（ホテル、旅館等）、運輸関係（冷蔵冷凍倉庫、鉄道、旅客機、船舶）等が対象となります。

I 趣旨

エアコンディショナーや冷凍冷蔵機器に使用されるフロン類については、1980年代頃より、国際条約に基づき、オゾン層破壊効果がない代替フロンが使用されてきています。

しかしながら、この代替フロンは、オゾン層破壊効果はないものの、高い地球温暖化効果を有することから、地球温暖化防止のため、排出を抑える必要があります。特に、業務用のエアコンディショナーや冷凍冷蔵機器からの使用時におけるフロン類の漏えい問題が判明したことなどから、こうした機器の適切な管理の必要性が高まってきました。

そのため、これまでこうした機器からのフロン類の回収や破壊を対象としていた「フロン回収・破壊法」を平成25年6月に改正し、新たな内容を加えた「フ

¹ 第二種特定製品（自動車リサイクル法が対象とするカーエアコン）を除きます。

行政情報

ロン排出抑制法²として、平成27年4月1日から施行されることになりました。

第一種特定製品の管理者の皆様は、同法に基づいて、以下の取り組みの実施が必要です。

Ⅱ 第一種特定製品の管理者が取り組む措置

1. 「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」の遵守について (新たな規制事項)

第一種特定製品の管理者の皆様は、当該製品の管理にあたり、以下の事項を遵守する必要があります。(各都道府県が指導・監督を行います。違反した場合には、罰則が適用される可能性があります。)

① 機器の設置環境・使用環境の維持保全

点検や修理を行うための作業空間を適切に確保することなどが必要です。

② 簡易点検・定期点検

管理する機器の種類や大きさに応じて、以下の内容の点検を行うことが必要です。

	点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易点検】 全ての第一種特定製品	製品の外観確認等 ※具体的な方法は「簡易点検の手引き」を参照 ³	3か月に1回以上	実施者の具体的な制限なし
(上乗せ) 【定期点検】 うち圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器	直接法や間接法による冷媒漏えい検査	1年に1回以上 (ただし、圧縮機の定格出力が7.5～50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)	十分な知見を有する者(社外・社内を問わない)

③ フロン類の漏えい時の措置

点検等の結果、漏えいや故障などが確認された場合、漏えい防止のための修理を行う必要があります。また、修理などを行うまでフロン類の充填は原則として行えません。

なお、「第一種フロン類充填回収業者」(フロン類の充填を業として行う者として都道府県の登録を受けた者)に適用される充填基準においても、同様

² 正式名称：「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

³ http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc_law_kaisei_b27/index.html 「簡易点検の手引き」

ADMINISTRATION INFORMATION

に、フロン類の漏えいや故障などが確認された場合は、修理などを行うまで、フロン類の充填は原則として禁止されています。

④ 点検・整備の記録作成・保存

管理者や管理する機器に関する情報、点検や修理の実施状況、充填・回収したフロン類の情報等について記録を作成し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。記録の作成にあたって、法定様式は定めていませんが、(社)日本冷凍空調設備工業連合会が作成する様式を参考とすることができます。

※参考様式の手先：<http://www.jarac.or.jp/kirokubo>

2. フロン類算定漏えい量等の報告について（新たな規制事項）

1年間（4月1日～翌年3月31日）のフロン類漏えい量が事業者全体で一定以上¹である管理者は、フロン類の漏えい量を国（事業所管大臣）へ報告する必要があります。また、その漏えい量については国（環境省、経済産業省）が公表します。

フロン類の漏えい量の算定方法は、「第一種フロン類充填回収業者」から交付される「充填証明書」や「回収証明書」を元に計算をすることとしており、詳細については、今後策定する予定の「フロン類算定漏えい量報告マニュアル（仮称）」をご参照ください。

なお、算定漏えい量の第1回目の報告は、平成27年度分の漏えい量を、平成28年7月末までに行うこととなります。そのため、充填証明書や回収証明書を保存するか、1. ④の記録を常に確認できるようにしておくことが重要です。

3. フロン類の充填及び回収の委託義務等について（一部追加規制事項）

① 整備時（整備発注者として）

第一種特定製品を整備する管理者は、当該製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときや、当該製品からフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の充填・回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託する必要があります。

この際、1. ④の記録や2. の算定漏えい量の計算のために必要な「充填証明書」、「回収証明書」が、「第一種フロン類充填回収業者」から整備発注者である管理者に対して交付されます。

なお、回収されたフロン類が再生又は破壊された後には、「再生証明書」

¹ 二酸化炭素換算量で1,000トン以上。一般的な冷媒であるR 22やR 410Aであれば、約500kgに相当します。

行政情報

又は「破壊証明書」が回付されてきます。(いずれも保存義務はありません。)

② 廃棄等時（廃棄等実施者として）

第一種特定製品の廃棄等⁵⁾を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要があります。

また、フロン類の引き渡しにあたっては、引き渡し方法に応じて、以下のとおり書面の交付や保存を行ってください。(詳細は下記表を参照)

なお、①と同様に回収されたフロン類が再生又は破壊された後には、「再生証明書」又は「破壊証明書」が回付されます(再生・破壊証明書の保存義務はありません。)

フロン類の引き渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す場合	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書
フロン類の引き渡しを設備業者等に委託する場合	・委託確認書	・委託確認書 ・引取証明書の写し
引き渡しを再委託する場合	・委託確認書 ・再委託承諾書	・委託確認書 ・再委託承諾書 ・引取証明書の写し

4. その他（一部追加事項）

① みだり放出の禁止

第一種特定製品からみだりにフロン類を放出すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

② 充填されているフロン類以外のものを充填する際の確認

「第一種フロン類充填回収業者」に適用される充填基準では、「第一種フロン類充填回収業者」は、現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該製品の管理者の承諾を得ることが必要とされています。

なお、「第一種フロン類充填回収業者」は、原則として⁶⁾法に基づき第一種

⁵⁾ 廃棄等とは、機器を廃棄すること又は機器を再利用目的で譲渡することをいいます。

⁶⁾ 充填しようとするフロン類のGWP（地球温暖化係数）が、法に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類のGWPよりも小さく、かつ、当該製品に使用して安全上支障がないものであることを当該製品の製造業者等が確認した場合は、例外的に、表示フロン類以外のフ

ADMINISTRATION INFORMATION

特定製品に表示されたフロン類以外の種類のフロン類を充填することができません。

③ 解体工事元請業者への協力

建築物等⁷の解体時には、第一種特定製品の設置有無の確認を行う解体工事元請業者へ協力（図面や電源の提供等）する必要があります。

④ 情報処理センターの利用

情報処理センター⁸を利用することにより、「充填証明書」、「回収証明書」の受理を電子的に行うことが可能です。詳細については、情報処理センター、環境省・経済産業省のホームページをご確認ください。

Ⅲ 資料等

最新の条文等は、以下のホームページにおいて閲覧可能です。

フロン排出抑制法のより詳細な内容については、ホームページに掲載されているQ&Aや、今後公表予定の「フロン排出抑制法 管理者向け運用の手引き（仮称）」を参照いただくようお願いいたします。

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

[〈http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html〉](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等対策推進室

[〈http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html〉](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html)

⁷ フロン類充填が可能です。

⁸ 第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除きます。

⁸ 平成27年1月27日付けで一般財団法人日本冷媒・環境保全機構（JRECO）を指定しました。

行政情報

ADMINISTRATION INFORMATION

大阪湾広域臨海環境整備センターの処分料金の改定について

当センターの処分料金について、次のとおり改定しますのでお知らせします。

1. 改定内容

一般廃棄物及び産業廃棄物の全品目について、1, 836円/トン（税込）値上げ

2. 改定日

平成27年4月1日搬入分から適用

3. 改定理由

平成23年度末に実施した基本計画変更に伴い、廃棄物受入期間の延長と港湾管理者の過度の負担を軽減することによる所要経費の増加に対応するため、料金改定が必要となりました。

一度に改定すると影響が大きいため、平成24年度・平成27年度・平成30年度の3年ごと計3回に分けて毎回同額程度の改定を行うもので、今回は2回目の改定です。

◎処分料金改定表

区 分	(1トン当たり、税込)		備 考
	現行処分料金 〔H26.4.1～〕	改定処分料金 〔H27.4.1～〕	
一般廃棄物	7,236 円	9,072 円	
上水汚泥(公共系)	7,236 円	9,072 円	
下水汚泥(公共系)	7,236 円	9,072 円	
燃え殻	16,632 円	18,468 円	
汚泥A	9,396 円	11,232 円	
産 汚泥B	12,096 円	13,932 円	
業 鋳さい	7,776 円	9,612 円	
ばいじん	16,632 円	18,468 円	
廃 廃プラスチック類	12,096 円	13,932 円	
業 ゴムくず	11,124 円	12,960 円	
物 がれき類	6,804 円	8,640 円	
金属くず	8,964 円	10,800 円	
ガラスくず及び陶磁器くず	8,964 円	10,800 円	
シュレッダーダスト	21,060 円	22,896 円	
その他の産業廃棄物	16,632 円	18,468 円	石綿含有産業廃棄物等
陸上残土A	1,188円		
陸上残土B	1,512円		
管理を要する陸上残土A・B	11,988円		

〔お問い合わせ〕

大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課

T E L (06) 6204-1722

電子マニフェストをはじめてみませんか！

マニフェスト制度とは産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、適正に処理されたかを把握・管理するための制度であり、排出事業者の社会的責任を果たすとともに、不法投棄を未然に防止するための制度です。

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者で産業廃棄物情報を共有することで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認できるようにしたシステムです。

電子マニフェストには以下のようなメリットがあります。

1) 操作が簡単で手間がかかりません



パソコンから簡単にマニフェスト登録や処理終了報告ができます。



自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースが不要になります。



産業廃棄物管理票交付等状況報告は情報処理センターが行います。

2) 法令遵守



マニフェストは廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。電子マニフェストでは、必須項目が抜けていると先の画面に進むことができないため、記載漏れが起こりません。

また、収集運搬・処分終了報告の確認期限が近づくと、通知が届きますので、排出事業者は処理終了の確認漏れを防ぐことができます。

3) データの透明性



処理状況は排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が常に把握・確認できます。



修正や取消する際には、お互いの承認を必要とするため、1社だけでデータを修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧することが可能です。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

サポートセンター TEL 0800-800-9023 月～金曜日(祝祭日を除く)の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

新規入会会員紹介

正 会 員

山田衛生株式会社

代 表 者	森 田 直 子
住 所	〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-2-10
電 話 番 号	06-6641-3818
FAX 番 号	06-6631-6751
業 務 内 容	収集運搬業 中間処理業

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

経営事項審査(経審)における 防災協定締結による加点が大幅に 引き上げられました！

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。

本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただくことができます。詳細については協会事務局までお問い合わせください。

○防災協定締結業者としての確認方法

申請者の防災協定加入者の有無を判断するためには、次の確認書類が必要となります。

☆国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定の写し

☆社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合には、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）

○本会への証明書申請方法

☆所定の用紙「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」を協会へ申請してください。用紙は協会事務局に用意しておりますので、ご希望の方はご連絡ください。

※交付願の審査基準日とは、経営事項審査申請をする日の直前の営業年度末日（決算日）のことを言います。ただし、新規申請の場合など、建設業許可日が審査基準日となる場合や新規に法人設立をした際の設立日をもって審査基準日とする場合もあります。

☆申請の内容に基づき「証明書」及び「防災協定の写し」を発行します。

ご不明な点は協会事務局までお問い合わせください。

TEL：06-6943-4016

FAX：06-6942-5314

事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成26年12月～平成27年3月前半）の概要を紹介します。

第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム

詳細は本紙4ページから22ページ

廃棄物不適正処理巡視事業

日 時：平成26年12月9日（火曜日）
場 所：箕面市、能勢町、豊能町
参画者：小林 一郎（収集運搬副部長）
星山 健（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）



日 時：平成27年1月15日（木曜日）
場 所：堺市、和泉市方面
参画者：宮川 基次（収集運搬部会員）
藤江 純（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）



日 時：平成27年3月10日（火曜日）
場 所：東大阪市、八尾市、柏原市方面
参画者：白坂 悦一（収集運搬部会員）
田中 千議（事務局事業主任）



大阪府「みんなで防止！石綿飛散」推進会議

日 時：平成26年12月17日（水曜日） 14時00分
場 所：咲洲庁舎44階／会議室
議 題：設置要綱の改正
国・府におけるアスベスト対策の取組等について
民間団体におけるアスベスト飛散防止に係る周知の取組について
参画者：森川 雅美（事務局研修担当）

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成27年1月13日（金曜日） 15時00分
場 所：奈良ホテル／大和の間
議 題：電子マニフェストについて運用支援事業の見直しについて
大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会設置準備会について、等
参画者：國中 賢吉（会長）
浜野 廣美（副会長）
白坂 悦夫（副会長）
井出 保（理事）
濱田 篤介（理事）
松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）
田中 千議（事務局事業主任）

リスクアセスメント推進研修会

日 時：平成27年1月22日（木曜日）
 場 所：大江ビル13階／第3～6会議室
 参加者数：62名
 講 義1：“産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析”の活用について
 講 師：川瀬 幸久（危機管理委員）
 講 義2：産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性
 講 師：神田 浩治（危機管理委員）
 講 義3：リスクアセスメントの基本と実施に向けて
 講 師：新谷 隆司（中央労働災害防止協会 専門役）
 演 習：リスクアセスメントの体験
 演習指導：新谷 隆司
 演習補助：福部 忠（危機管理副委員長）
 伊藤 隆（危機管理委員）
 國中 賢一（危機管理委員）
 神藤 信六（危機管理委員）
 川島 明修（オブザーバー）



優先すべきは危険回避！ 真剣に考えます



廃棄物処理先進事例調査

詳細は本紙58ページから62ページ

産廃塾

日 時：平成27年3月5日（木曜日）13時30分
 場 所：本会会議室
 参加者数：19名
 内 容：コミュニケーショントレーニング
 グループディスカッション
 司会進行：片渕 則人（組織広報委員）
 進行補助：白坂 悦夫（組織広報委員長）
 田中 公治（組織広報副委員長）
 高田実佐大（組織広報委員）
 高好 健二（組織広報委員）
 福田 勝（組織広報委員）
 吉本 聖美（組織広報委員）
 國中 雅之（オブザーバー）
 渋谷 和義（オブザーバー）
 龍野 浩一（事務局次長）
 福原 睦美（事務局総務主任）



グループではなくチームとして一致団結

廃棄物収集作業向上研修会

日 時：平成27年3月6日（金曜日）
 場 所：大江ビル13階／第6会議室
 参加者数：28名
 内 容 1：各種車両の事故事例の説明
 講 師：東 宏司（収集運搬部会員）
 垣中 清忠（収集運搬部会員）
 上出 広幸（収集運搬部会員）
 近道光一郎（オブザーバー）
 内 容 2：E T Cを活用した電子 manifests の
 導入事例紹介
 講 師：高儀 徹氏（阪神高速技術㈱ 専門役）
 内 容 3：低費用でE T Cを利用する方法につ
 いて
 講 師：井上 拓久
 （（協組）オー・エム・シー 部長）
 松原 基泰
 （（協組）オー・エム・シー 営業）



事故防止に努めます



共生の森植樹祭

日 時：平成27年3月7日（土曜日）
 場 所：堺第7-3区／共生の森
 内 容：最終処分場跡緑化のための植樹
 参加者：高田実佐大（青年部）
 藤江 純（青年部）
 田中 千議（事務局事業主任）、他



雨降る中で頑張りました

近畿建設リサイクル表彰

日 時：平成27年3月16日（月） 13時30分
 場 所：大阪城スクエア／大手前ホール
 受賞者：会長賞 阪南産業㈱



阪南産業㈱ 専務取締役 高好健二氏

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

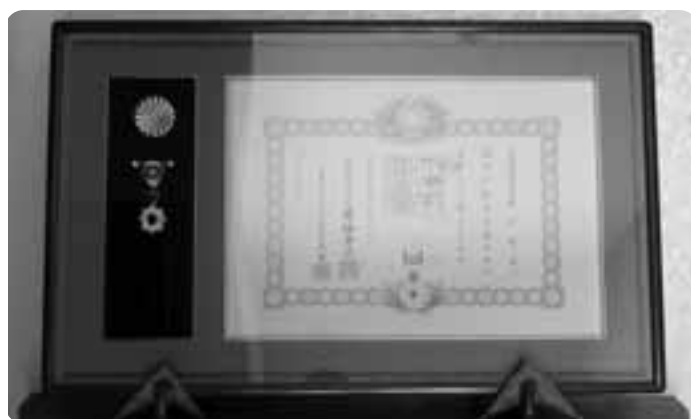
クローズアップ!

1

國中会長「旭日小綬章」受章 おめでとうございます!

長年にわたり生活環境の保全と産業廃棄物処理業界の健全育成に努めた功績により、本会の國中賢吉会長が旭日小綬章を受章致しました。本人はもとより本会にとりましても大変意義深く、誠に名誉なことでもあります。

伝達式 平成26年11月7日 於：環境省
拝 謁 同日 於：皇 居



また、平成27年2月6日にはリーガロイヤルホテル（大阪中之島）において盛大な祝賀会が開かれました。



右から片山さつき参議院議員・参議院外交防衛委員長、祝賀会発起人代表の(株)サラヤ 更家悠介代表取締役社長、本人、鶴保庸介参議院議員・参議院自由民主党政策審議会会長

クローズアップ!

2

「廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅を推進・啓発するイラストのデザイン募集」 審査結果発表!

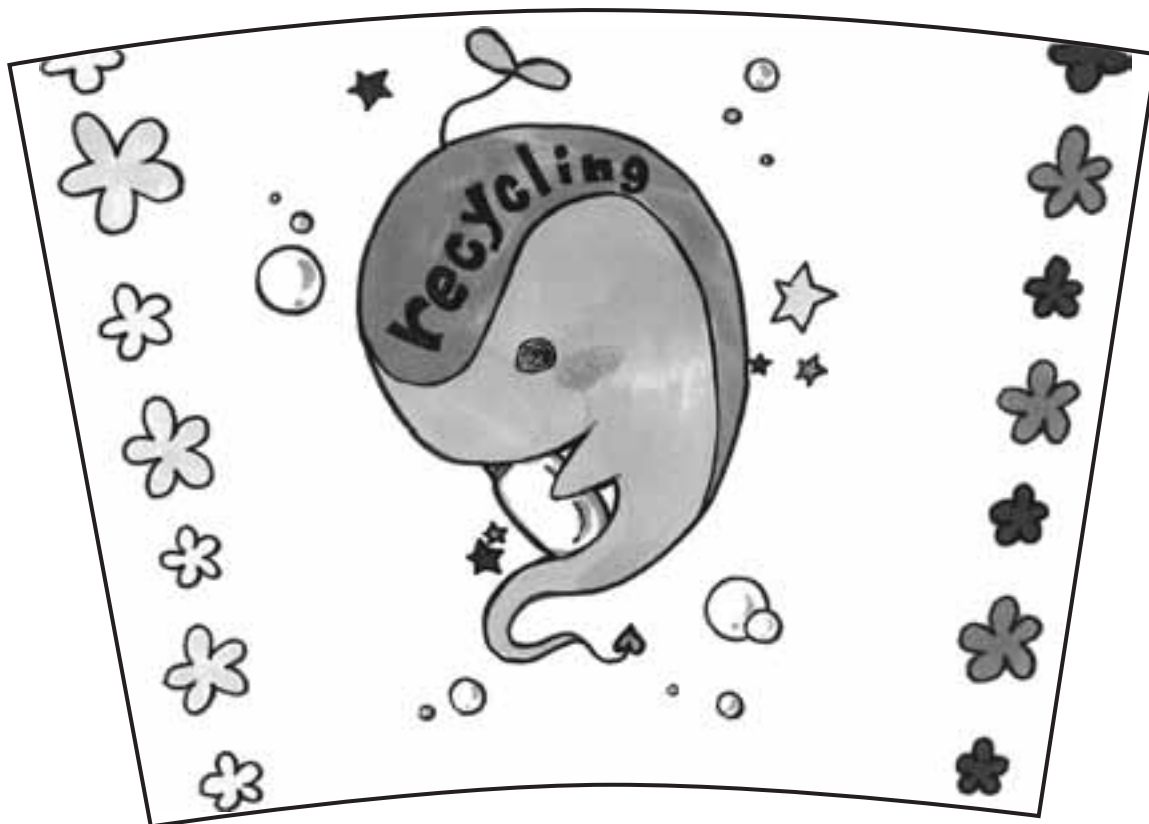
昨年に引き続き本会では持続可能な循環型社会の形成や地球環境の保全の大切さについて、少しでも多くの方々に問題意識をお持ちいただくために、本会オリジナル啓発グッズ（タンブラー）用イラストを募集したところ、2歳から74歳までの幅広い層から多数のご応募をいただきました。厳選な審査を行った結果、以下の方々の受賞が決まりました。

優秀賞	芦屋市	高島 朋子さん
技能賞	岸和田市	稲田 佑美さん
委員長賞	大和高田市	川辺 宏奈さん

優秀賞



技能賞



委員長賞



廃棄物処理先進事例調査

平成27年2月19日（木）10：00より本会再生処分部会の先進事例調査として滋賀県近江八幡市にある株式会社日吉を訪問し、ダイオキシン分析、アスベスト分析、食品分析等について丁寧かつ詳細な説明を受けました。



第12回 株式会社 日吉

URL：www.hiyoshi-es.co.jp
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地

■概要

商号	株式会社 日吉
創業	昭和30年3月
設立	昭和33年12月
資本金	2000万円
代表者	代表取締役会長 鈴木稔彦 代表取締役社長 村田弘司
所在地	本社 滋賀県近江八幡市北之庄町908 (東京支店・横浜支店・大阪支店・他営業所8ヶ所)
グループ	㈱湘南分析センター 日吉インディア (Hiyoshi India Ecological Services Pvt. Ltd.)
社員数	280名
事業内容	各種インフラ施設の維持管理・保守管理、廃棄物収集運搬、工業薬品販売、室内及び室外の環境測定、分析並びに研究の受託、飲料水及び鉱泉の検査、分析並びに衛生検査、農産物、食品及び飼料の検査、分析並びに研究の受託 ほか多数
取引先 加盟団体	厚生労働省、農林水産省、環境省等の中央省庁、地方公共団体、大学等 一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会、公益社団法人滋賀県環境保全協会、 一般社団法人廃棄物資源循環学会、 ほか多数



村田社長の歓迎挨拶

■沿 革

創業時、ごみ・し尿の収集運搬や浄化槽の維持管理を主業務としていた中で、次第に水質等の分析の必要性が高まり、当時の大きな課題であった衛生問題をテーマとして、この頃から産官学連携や共同研究等に注力してきた。「ごみは資源」の観点からごみ質を分析、成分や熱量等、焼却に役立つ情報を提供してきたほか、し尿分野では臭気成分を分析、バキューム車から臭気拡散状況や脱臭装置の吸着効果等を計測し、悪臭問題に取り組んできたとのことである。



営業部 小西課長代理より事業概要の説明

以上のように生活廃棄物処理からスタートした同社は、社である「技術立社 社会立社」に基づき、「物事は全てはかることから始まる」という考えを根底に据え、不断のイノベーションを実践し、現在では絶縁油PCBやアスベストの分析、放射能検査、土壌汚染調査等といった環境分析並びに環境インフラの維持管理、さらにバイオ技術の応用に至るまで幅広い領域で活動している。それゆえ、社内には測定・分析・研究部門や施設維持管理部門を始めとする国家資格等の取得者が多岐にわたり在籍しており、また「食品衛生法」に基づく登録検査機関、衛生検査所、水質検査機関等としての登録や土壌汚染状況調査機関としての指定を受けていることから行政機関との取引も多い。最近では、生物（遺伝子を組み換えた細胞等）を使って環境を測定する「バイオアッセイ（生物検定法）」を全国でいち早く導入し（1998年）、以来、この分野では国内最多の約5万検体という実績を誇っている。



塩見部会長の挨拶

以上のように生活廃棄物処理からスタートした同社は、社である「技術立社 社会立社」に基づき、「物事は全てはかることから始まる」という考えを根底に据え、不断のイノベーションを実践し、現在では絶縁油PCBやアスベストの分析、放射能検査、土壌汚染調査等といった環境分析並びに環境インフラの維持管理、さらにバイオ技術の応



臭気測定のために採取されたサンプル

■バイオアッセイ（生物検定法／CALUX®）とは？

ホタルの発光原理を用いて迅速にダイオキシン類を測定する方法であり、従来の高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計法（HRGC/HRMS法）に比べて、次のメリットがある。

メリット1 高感度

環境媒体だけでなく、食品や生体等の低濃度の媒体にも適用可能である。
（例 灰の場合、約10グラムで測定）

メリット2 短納期

独自の前処理法により、納期の大幅短縮を実現している。
（例 灰の場合、約5日で報告）

メリット3 低価格

高価な分析機器を必要としないことや独自の技術による工程短縮で費用を低減している。
（例 灰の場合、HRGC/HRMS法の3分の1の価格）



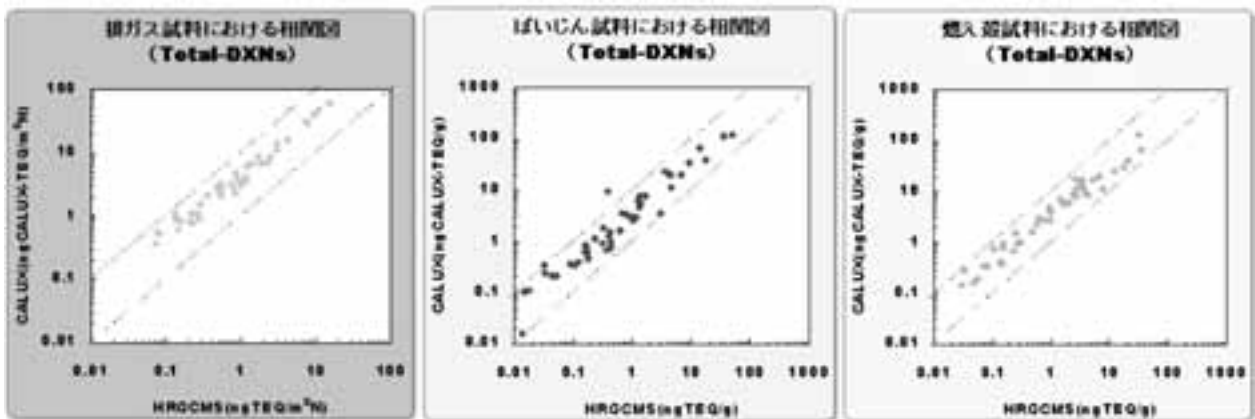
生物検定分析室（バイオアッセイ）



クロマトグラフ分析室（GCMSMS等）

メリット4 高精度

HRGC/HRMS法と高い相関があることが多くの検証で実証された安心の精度となっている。



これにより、ストックヤードも少なく済み、抜き取り検査の回数を増やすことができる。また運転機器の故障等を早期に発見することが期待できる。なお「バイオアッセイ（生物検定法）」は平成17年環境省告示第92号により公定法として次の適用範囲で認められている。

施設規模(焼却能力)	排出ガス	ばいじん	燃え殻	付着物
2,000kg/時未満	○	○	○	○
2,000～4,000kg/時	×	○	○	○
4,000kg/時以上	×	○	○	○

※環境省の告示を受けて、厚生労働省においても廃棄物焼却施設における炉内付着物の測定への適応が許可された（平成17年11月15日基安化発第1115001号）。

同社としては、今後その適用範囲を水質や土壌をはじめとした他分野にも拡大すべく、さらなる技術開発を目指しているとのことである。⇒質疑応答。

■地域貢献・国際貢献

阪神淡路大震災や新潟中越地震、そして東日本大震災において、バキュームカー・ゴミ収集車・給水車等の特殊車両を出動させ、清掃活動や衛生管理等の災害支援等の活動も積極的に行われている。

さらに、地域の小・中学生や先生を対象としたゴミ収集体験学習や世界各国から、特に中国やインド等の東南アジアを中心とした社会人や学生の研修生を受け入れ、同社のノウハウを世界でも広げ、国境の無い環境問題対策を国際的な人材育成を通して実施されている。



■質疑応答

Q、分析施設からの環境大気汚染の対策はどのようなものを行っておりますか。

A、様々なサンプルの分析を行うため、分析室の気圧調整を行い、分析室内の汚染物質が分析室外に出ないようにし、最終、活性炭やスクラバー等を使用することで外部へのコンタミが無いように対応しています。

Q、海外からのインターンシップを積極的に行われている理由はなぜですか。

A、環境問題に国境はないという考え方から、1980年代より20年以上にわたり、国際貢献事業として、海外人材育成の為に受入を行っています。又、海外の大学と共同研究等を行い、海外の事業展開の一環として行っています。

Q、分析業務の売上割合はどれくらいですか。

A、企業の海外進出、市町村合併等で市場が縮小傾向であり、業界の業績が伸び悩んでいる状況です。弊社では全社の約20%程度です。

Q、今後、CALUX®法の公定法適用対象は増えていきますか。

A、国など公的機関の動きが鈍い状況です。手法がオンリーワンだと独占禁止法に該当するためか、同レベルの複数技術が世に出てくるまでは、なかなか公定法として認定されにくいのが現状のように思います。また、ダイオキシン類対策特別措置法では早くから公定法として認められているのにも関わらず、廃棄物処理法では未だにHRGC/HRMS法のみが認められているという不整合な状況にあります。一方、バイオアッセイは、遺伝子組み換え農作物や環境ホルモン、危険ドラッグなどについて既に分析法が開発されており、今後ますます社会的需要が高まっていく技術であると考えられます。このような観点から、今後も公定法普及に向け、引き続き努力をしていきたいと考えています。

Q、CALUX®法は公的に認められた簡易分析法とお聞きしましたが、大阪湾フェニックスセンターへの廃棄物搬入時の分析資料として使用が可能ですか。

A、平成27年度より使用可能です。



部会員からの質疑に応答する
鈴木総務部長（左↑）と 山本技術部次長（右↑）

■まとめ

水資源の源となる滋賀県で廃棄物に関わる事業だけでなく、衛生管理や環境整備等の環境事業を幅広く担われており人々の生活に密接した取組を実施されていました。

現地訪問をさせて頂いた際、村田社長様始め、鈴木会長様にもお越し頂き熱い想いを語っていただいた事に感銘を受けました。

また、見学の際には社員様や関係者様一同の皆様へ会社案内ビデオを上映～商品の紹介～施設見学～質疑応答とご多用のところご丁寧に説明頂き大変感謝いたしております。

今回実施しました先進事例調査では株式会社日吉の環境に対する想いや今後を見据えた長く大きなビジョンを持って活動され、普段では聞けない先駆者ならではの苦労話などもお聞かせ頂き、我々がこれから廃棄物だけでなく、環境問題と今後関わるにあたり考え方等を学ばせて頂きました。

（文責）伊山 雄太



星山副部会長の謝辞

新刊
紹介

資源の循環利用とはなにか —バズをグッズに変える新しい経済システム—

著者：細田 衛士

(出版社：岩波書店 発行日：2015年2月13日 定価：本体2,800円+税)



天然資源の確保と廃棄物の発生抑制という二重の資源問題は同時に解決できるか。市場取引には資源利用の過程で生じる環境負荷などのコストは反映されない。市場任せでなくモノの流れを制御し、生産と廃棄を統合した国内資源循環システムをつくるために必要なものとは。グッズとバズの理論を提唱した著者がこの難題に挑む。

Member	会社名			西川商工株式会社
会員紹介	住所		堺市堺区錦綾町1丁5番13号	
	代表者名	西川 明	代表者役職	代表取締役社長
Information	従業員数	75名	会社設立日	昭和28年3月

H I S T O R Y



代表取締役

西川 明

インタビュー

本社：堺市堺区錦綾町1丁5番13号
 事業内容：製鋼原料全般及び非鉄金属
 鉄スクラップ加工処理業
 一般建設業（とび・土木・解体工事業）
 産業廃棄物収集運搬業・処分業
 URL <http://www.nishikawa-shokoh.co.jp/index.html>

沿革

- 昭和25年 8月 現在地において西川商店として個人営業開始
- 昭和28年 3月 株式会社西川商店として会社設立
- 昭和44年10月 中央環状工場用地 取得
- 昭和46年 9月 西川商工株式会社として社名改称
- 昭和46年10月 中央環状営業所 開設
- 昭和47年 9月 中央環状第一工場 完成
- 昭和47年11月 500 t ギロチン 稼働
- 昭和48年 2月 中央環状第二工場 完成
- 昭和49年 1月 プレス機 稼働
- 昭和50年 2月 本社 プレス機 更新
- 昭和52年 1月 1,000 t ギロチン 稼働
- 昭和57年11月 本社 プレス機 更新
- 昭和60年 6月 中央環状第三工場 完成
- 昭和61年 5月 プレス機 更新
- 昭和62年 7月 1,600 t ギロチン 稼働
- 平成 5年 1月 1,000 t ギロチンを1,250 t ギロチンに更新
- 平成 8年12月 中央環状の隣接地に第2ヤード 開設
- 平成 9年 9月 中央環状営業所にアルミ、ステンレス専用ヤード完成
- 平成14年 5月 大定金属鋼業株式会社と業務の拡大、提携の強化を計り合併
新しい西川商工株式会社として発足、現在に至る
- 平成15年 4月 大定旭ヶ丘工場の隣接地に第2ヤード開設
- 平成18年 1月 中央環状営業所に放射性探知システム(ゲートモニター)設置
- 平成18年 2月 全営業所に車両デジタル無線ナビゲーション運行管理システム導入
- 平成18年12月 旭ヶ丘工場 1,000 t マウントシャー更新
- 平成19年12月 大定旭ヶ丘工場に事務所を新築し旭ヶ丘営業所としてリニューアル
- 平成21年10月 本社工場リニューアル
- 平成26年 9月 中央環状営業所の隣接地2,000㎡を取得拡張

I N T E R V I E W

地上資源(都市型資源)のリサイクルで限りある地下資源を守りたい 金属リサイクルで「地球に優しい企業」を目指す

●本日はお忙しいところ、ありがとうございます。事業内容や沿革について教えてくださいませんか。

弊社は今の堺市堺区錦綾町で、昭和25年に、私の父が金属スクラップのリサイクル業を始めたことに始まります。今でも鉄スクラップのリサイクルが弊社のメイン事業となっており、又、ステンレスとアルミのリサイクルも得意としています。様々な業種の金属スクラップをリサイクルしていますが、シュレッダーはしていません。ギロチン・プレスなどで処理した金属スクラップを、鉄鋼メーカーなどに製鋼原料として売却をしています。

創業時から金属スクラップのリサイクル業を行ってきました。今となっては、産業廃棄物の中間処理業の許可も取得しておりますが、当初、我々のような事業には許可が出ませんでした。そのため、有価物として長らくは再生利用事業者登録で事業を行っていましたので、産業廃棄物処理業者という認識が無く事業をしてきました。日本標準産業分類では、産業廃棄物処理業はサービス業に含まれるようですが、我々の業界は製造業の中のその他の鉄鋼業、鉄スクラップ加工処理業という認識でした。

ところが、自動車リサイクル法が施行された頃だったかと思いますが、突如、産業廃棄物中間処理業の許可が下り、現在に至ります。

今でも金属スクラップは再生資源と捉え、基本的には有価で引き取っているため、マニフェストは必要ないことが多いですが、取引先によっては、マニフェストを求められることもあるので、その時には対応できるようにしています。



●金属スクラップの業界について教えてくださいませんか。



金属スクラップ業界は戦後すぐに始められたところが多く、歴史のある業界です。弊社は昭和25年から、この仕事をしているので65年の歴史がありますが、創業100年の歴史のある会社もあります。また、ヘビースクラップ(主に切断加工されたもの)は価格が流動的で1万円位動くことも珍しくありません。価格に関しては国際相場も影響してきますが、影響力が大きいのは、電気炉メーカーです。

国内には建築構造物や自動車、金属製品など様々なところに鉄が使われており、それらを鉄資源と見た場合、その備蓄量は13~14億トンくらいといわれております。ここ数年の備蓄量は増えていないようですが、建物解体などに伴って、備蓄量の3%位、量にして4,000万トンくらいが毎年、金属スクラップとして出てきます。金属スクラップは海外に資源として出ていくことも多く、特に韓国に行くことが多いようです。

リーマンショック後、金属スクラップ業界の景気もかなり悪化しましたが、リーマン前の状態に近づきつつあるようですが、まだまだ景気が持ち直したという状況には至っていません。

昨今の業界の状況を見ると、大手業者のグループ化やヤードの拡大を進め、二極化していくように感じられます。社会の流れに取り残されることの無いよう、経営していかなければなりませんね。

I N T E R V I E W

● 本社以外にも数カ所の営業所、工場をお持ちのようですね。

本社以外に3カ所の営業所があります。本社、全ての営業所には工場も併設しており、年間、1万3,000トンほどの取扱いがあります。どこも、非常に便利な場所にあり、便利にお使い頂けると思いますので、鉄くず関係で何かありましたら、是非、弊社にお問い合わせください。

			
【本社】 堺市堺区錦綾町 1丁5番13号 Tel.072-238-1621	【中央環状営業所】 ISO14001認証取得事業所 堺市北区八下北1番55号 Tel.072-259-3611	【大仙営業所】 堺市堺区大仙西町 6丁156番地 Tel.072-243-0384	【旭ヶ丘営業所】 堺市堺区旭ヶ丘北町 1丁1番5号 Tel.072-243-0019

● 鉄・非鉄金属スクラップ原料のリサイクルフローについて教えていただけますか。

金属くずは“リサイクルの優等生”で、紙くず等と違ってリサイクルを繰り返しても品質が落ちることはありません。しかしながら、金属単体で出てくることは少なく、ほとんどのケースではリサイクルできない廃棄物となるようなものが付着しています。産業廃棄物は減らしていこうとはしていますが、なかなか減らすのは難しいです。

弊社は、金属加工業者として、付着しているものを除去し、メーカーごとに異なる規格に合わせて加工しています。



「地球と人に優しい」をテーマにした企業経営 安全・安心・信頼のハートフルな企業を目指す



● お仕事をする上で、会社として大切にしている考え方は何ですか。

会社として一番大切なのは、「人、モノ、金」と言われますが、特に大切なものは、「人」といいますか“人材”であると考えています。そのような大切な“人”である従業員が安心して働ける職場を経営者が提供し、従業員は頑張ってもらおう。そして、会社が儲かったら従業員に還元し、従業員やその家族に幸せになってもらう。このような循環を大切にしたいですね。

I N T E R V I E W

●これだけは誰にも負けない！という、御社の強みは何だとお考えですか。

弊社の事業所は堺市内に4カ所あります。特に中央環状営業所におきましては、昨年の6月に隣接地を購入したことで、敷地面積は5,000坪ほどになりました。同業他社でも、ここまで広い敷地を持っている所は少ないのではないのでしょうか。少なくとも堺の同業他社の中では一番広いと自負しています。

金属スクラップというのはサイズのかさばる物が多く、敷地が小さくなると荷卸しが出来ないという問題が発生することがあります。中央環状営業所は敷地が広いだけでなく、1,600トンギロチンなど設備も大規模なものを設置しているため、あらゆる金属スクラップの加工に対応することができます。

我が社の強みは、その広さと充実した設備もさることながら、4カ所の事業所とも便利な場所にありますので、お客様の要望にスピーディーに対応できることではないのでしょうか。



産業廃棄物処理業界に関わるようになった頃を振り返って…

●西川社長が今のお仕事を始めた時、業界はどのようなものでしたか。

大学卒業後、今の業界に入りました。最初に配属されたのは中央環状営業所でした。今では、営業所前には中央環状線が通り、様々な店もあるなど、開発されて人通りの多い場所ですが、私が来た当初は、中央環状線も無く、周りは畑ばかりの何も無い場所でした。

子供のころから、創業者である父の働く姿を見ていて、なんとなく業界を知っていたつもりでしたが、実際に仕事してみると「なんと社会的地位の低い業界なんだろう…」と、思ったものでした。お客様のところにスクラップを引き取りに行くと、「ゴミ屋」と言われ、取りに行くと工場の隅の方の取りにくいところに置かれており、難儀して作業をしても「早よせんか〜！」と、ボロクソに言われて辛かったものです。「環境を守るという大切な仕事をしているのに、なんでこんなにも見下されなければならないんだろう」と思い、こんな仕事は嫌だと何度も思ったものでした。



しかしながら、高度成長期に突入し、廃棄物が大量に出されるようになるとともに、それまで手作業でやっていたことが機械化されるようになりました。特にギロチンの登場が大きいと思いますが、手作業でしていたことが機械化されたことにより、労働環境の劇的な向上もたらされ、結果として業界の近代化が進みました。業界の近代化と共に、業界の体質も変わっていき、今では、かつてのように見下されるということは少なくなりました。良い方向へと進んでいるように思います。

INTERVIEW

会社の成長は地域と共に

- 今後、新たに参入しようと考えておられる分野などはありますか。

会社の業績を上げるため等の理由で、新規事業へ参入するという話を良く聞きますが、私は金属スクラップのリサイクル以外のことは考えておりません。創業者の父は「本業一本で勝負する」と良く申しておりましたが、私もその考えを大切にしています。

本業が苦戦している時に本業以外の事に手を出しても、上手くいくはずはありません。他業界にはそれぞれに専門業者がおられますので、そのようなところに参入するようなことを考える暇があるなら、いかに自分たちの本業で勝負するかを考えるようにしています。反対に本業が好調であれば、設備の近代化の方に投資していくのが大切ではないでしょうか。



- 社業発展のため、一番大切なことは何だとお考えですか。

先ほども申し上げましたが、会社として一番大切な“従業員”が安心して働けることが社業の発展にもつながると考えています。

また、会社である以上は儲けなければなりません。そのためには対外的にも信頼され、お客様から安心してもらえるような仕事をしなければなりません。堺だけでも同業者は幾つかありますが、その個性は様々で、排出事業者にも好き嫌いがあります。全てのお客様が我が社と取り引きしてくれることは無いと思いますが、我が社とお取引頂いた方に満足して頂けるような仕事ができるよう、従業員にも頑張ってもらえるよう、安心して働いてもらえるような職場づくりをしていきたいと思っています。

I N T E R V I E W

●最後に、社長の夢をお聞かせいただけますか。


地球環境を大切にしつつ、バランスのとれたリサイクル事業（地下資源の消費を抑え、都市型資源を有効利用していくこと）を推進していくという当社の基本理念を、人が汗を流して働くという所作の尊さを忘れずに、これからも大切にしていきます。

昨今、都市型資源の有効活用のため、我々のような産業廃棄物処理業者が注目されています。様々な廃棄物があっても、リサイクルに向いている都市型資源というのは“鉄と紙”ではないでしょうか。特に鉄はリサイクルの優等生であり、そのような廃棄物のリサイクルに携わっている者として。今後も本業を大切に、資源の乏しい日本という国に貢献していきたいですね。



わが社のホープ！

（頑張っている従業員の紹介）

氏 名	西 川 知 宏
役 職	営業部 次長
仕事内容	 <p>私は西川商工へ入社して4年目になります。会社ではクレーン・重機の運転から事務処理や営業も担当しています。今後は管理職の仕事を学びながら、会社全体のマネジメントに携われるようになることが目標です。座右の銘は「一意奮闘」。</p>

会社から
の一言

健康第一、安全第一で次の世代の中心となって頑張してほしい。

Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案要綱



第49号 (平成24年5月25日発行)

●全国産業廃棄物連合会各正会員企業企業の基礎情報等に係る調査結果



第50号 (平成23年9月18日発行)

●市町村等が処理する産業廃棄物：平成13年大阪市告示第310号及び産業廃棄物取扱要項の廃止について




第51号 (平成24年12月7日発行)

●環境配慮契約法基本方針・産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について(案)




第52号 (平成25年3月27日発行)

●港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)




第53号 (平成25年5月31日発行)

●廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について



第54号 (平成25年8月30日発行)

●必携！廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等




第55号 (平成25年12月6日発行)

●第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催



第56号 (平成26年3月27日発行)

●低濃度PCB廃棄物の洗浄処理



第57号 (平成26年6月20日発行)

●水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方(案)について



第58号 (平成26年9月29日発行)

●未来のごみ処理のあり方を考えるフォーラム



第59号 (平成26年12月5日発行)

BACK バックナンバーのご案内 NUMBER

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすくして
コンパクト

必携の一冊

よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には産業廃棄物協会に寄せられる質問から代表的なものをQ&A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬でよく質問される事柄をQ&A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度でよく質問される事項をQ&A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
TEL.06-6943-4016

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1
● 通知で見る廃棄物処理法

通知で見る廃棄物処理法

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会

2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2
● 産業廃棄物処理業の
● 経理的基礎のあり方

産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方

2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3
● 産業廃棄物処理業における
● 労働安全・衛生のあり方

産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方

2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4
● 産業廃棄物処理業における
● ヒヤリ・ハットの事例分析

産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析

初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5
● 廃棄物収集作業マニュアル

廃棄物収集作業マニュアル

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6
● 循環資源市場実態レポート

循環資源市場実態レポート

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7
● 産業廃棄物埋立処分場の
● 公共関与のあり方

産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8
● 汚染土壌処理の
● 法規と実態

汚染土壌処理の
法規と実態

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9
● 廃棄物の定義と事業者の
● 特定に関するFAQ

廃棄物の定義と事業者の
特定に関するFAQ

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10
● 産業廃棄物処理業に関する
● BCP策定ガイドライン

産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン

2014年12月1日発行



編集後記

こんにちは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会組織広報委員兼青年部員の高田実佐大（たかだみさお）です。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが今回は青年部についてお話しさせていただきます。この度、平成27年4月1日に組織広報委員会の下部組織に青年部が設置される事になりました。活動と致しましては、優良事業者の育成推進・環境教育全般・施設見学会の設営・不法投棄パトロール・堺7-3区植樹活動を行って参ります。特に力を入れていきたいのが環境教育（次世代育成）です。次代を担う者が無知では今後の廃棄物処理業界の発展はないと考えておりますので廃棄物処理業界はもちろんの事、排出事業者・行政・市民に色々なことを発信していきたいと思ます。

どうぞ今後の青年部にご期待下さい。

高田

Clean Life vol.60

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
組織広報委員会

委員長	白坂悦夫
副委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
委員	片淵則人
委員	高田実佐大
委員	高好健二
委員	福田勝
委員	吉本聖美
事務局	福原睦美







産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
近畿地区 平成27年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成27年 4月					大阪会場：24日		大阪会場：23日
5月	京都会場 14日～15日 兵庫会場 26日～27日	奈良会場 12日～15日			兵庫会場：14日 京都会場：20日		兵庫会場：15日 京都会場：21日
6月	奈良会場 16日～17日		兵庫会場 2日～4日		奈良会場：19日		奈良会場：18日
7月	大阪会場 2日～3日				兵庫会場：16日 大阪会場：24日	京都会場 2日～3日	兵庫会場：15日 大阪会場：23日
8月	和歌山会場 26日～27日	兵庫会場 25日～28日			滋賀会場：19日		滋賀会場：20日
9月	京都会場 2日～3日 兵庫会場 10日～11日				京都会場：10日 和歌山会場：17日		京都会場：11日 和歌山会場：16日
10月	大阪会場 8日～9日			大阪会場 26日～30日		兵庫会場 14日～15日	大阪会場：7日 兵庫会場：16日
11月	滋賀会場 5日～6日				大阪会場：6日 奈良会場：19日		大阪会場：5日
12月	大阪会場 16日～17日				兵庫会場：9日 京都会場：16日		兵庫会場：8日 大阪会場：15日
平成28年 1月	兵庫会場 26日～27日				大阪会場：21日 滋賀会場：26日		大阪会場：20日 滋賀会場：27日
2月	京都会場 2日～3日 和歌山会場 25日～26日		大阪会場 3日～5日		兵庫会場：5日 京都会場：23日 和歌山会場：24日		兵庫会場：4日 京都会場：24日
3月	大阪会場 9日～10日	京都会場 8日～11日			大阪会場：18日	大阪会場 2日～3日	大阪会場：17日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	奈良会場  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	和歌山会場  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.60

クリーンライフ

第60号



平成27年3月26日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

